

第565回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和6年12月6日（金）

午前10時30分

場所 国土交通省関東地方整備局

霞ヶ浦河川事務所波崎出張所

常陸川水門操作棟 2階会議室

茨城県神栖市太田3109

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部改正について【諮問】

(2) 漁業権に係る資源管理状況等の報告について【報告】

(3) 資源利用協議会の開催結果について【報告】

(4) 全漁調連東日本ブロック会議の開催結果について【報告】

(5) その他

7 閉 会

漁諮問第 14 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号）を別紙
のとおり改正したいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 119 条第 8 項
及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 7 項の規定により意
見を求める。

令和 6 年 1 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦



茨城県規則第 号

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和 2 年茨城県規則第 75 号)の一部を次のように改正する。

第 32 条第 1 号ア中「911 番地の 2」を削り、「標柱」の次に「(北緯 36 度 4. 298 分 東経 140 度 22. 524 分の点)」を加え、同号イ中「点」の次に「(北緯 36 度 3. 991 分 東経 140 度 22. 796 分の点)」を加え、同号ウ中「点」の次に「(北緯 36 度 4. 636 分 東経 140 度 23. 392 分の点)」を加え、同号エ中「字反町 229 番地」を削り、「標柱」の次に「(北緯 36 度 4. 811 分 東経 140 度 23. 237 分の点)」を加え、同条第 2 号ア中「字寺下 55 番 2 の地先」を削り、「標柱」の次に「(北緯 36 度 3. 041 分 東経 140 度 32. 947 分の点)」を加え、同号イ中「字須甫居 1211 番 2 の地先」を削り、「標柱」の次に「(北緯 36 度 3. 411 分 東経 140 度 32. 812 分の点)」を加え、同条第 3 号ア中「一斗内 163 番地」を削り、「標識」の次に「(北緯 36 度 1. 138 分 東経 140 度 21. 507 分の点)」を加え、同号イ中「点」の次に「(北緯 36 度 1. 518 分 東経 140 度 21. 980 分の点)」を加え、同号ウ中「点」の次に「(北緯 36 度 1. 665 分 東経 140 度 21. 806 分の点)」を加え、同号エ中「字内出 486 番地の 3」を削り、「標柱」の次に「(北緯 36 度 1. 289 分 東経 140 度 21. 338 分の点)」を加え、同条第 4 号ア中「字掛崎 2200 番地に設置した標柱」を「に設置した標識(北緯 36 度 1. 628 分 東経 140 度 34. 582 分の点)」に改め、同号イ中「字中町 3056 番の 2 地先」を削り、「標柱」の次に「(北緯 36 度 1. 056 分 東経 140 度 34. 788 分の点)」を加える。

第 37 条第 1 号ア中「川尻川川口左岸に設置した標柱」を「に設置した標識(北緯 36 度 4. 030 分 東経 140 度 16. 564 分の点)」に改め、同号イ中「点」の次に「(北緯 36 度 3. 621 分 東経 140 度 16. 337 分の点)」を加え、同号ウ中「点」の次に「(北緯 36 度 3. 507 分 東経 140 度 16. 771 分の点)」を加え、同号エを次のように改める。

エ かすみがうら市加茂に設置した標柱(北緯 36 度 3. 906 分 東経 140 度 16. 993 分の点)

第 37 条第 2 号ア中「, 同市柏崎境界線北東隅」を「に設置した標識(北緯 36 度 6. 705 分 東経 140 度 22. 088 分の点)」に改め、同号イ中「点」の次に「(北緯 36 度 6. 980 分 東経 140 度 22. 408 分の点)」を加え、同号ウ中「点」の次に「(北緯 36 度 7. 148 分 東経 140 度 22. 055 分の点)」を加え、同号エ中「字小津 4057 番地 1 住宅西隅から 317 度 30 分 100 メートルの点」を「に設置した標柱(北緯 36 度 6. 912 分 東経 140 度 21. 781 分の点)」に改め、同条第 3 号ア中「男池川橋梁西端から 280 度 170 メートルの点」を「に設置した標柱(北緯 36 度 8. 204 分 東経 140 度 22. 991 分の点)」に改め、同号イ中「点」の次に「(北緯 36 度 7. 977 分 東経 140 度 22. 594 分の点)」を加え、同号ウ中「点」の次に「(北緯 36 度 7. 778 分 東経 140 度 22. 804 分の点)」を加え、同号エ中「字広町 8 番地の北隅」を「に設置した標柱(北緯 36 度 7. 943 分 東経 140 度 23. 093 分の点)」に改め、同条第 4 号ア中「字新田 551 番地住宅北隅から 330 度 6 メートルの点」を「に設置した標柱(北緯 35 度 59. 568 分 東経 140 度 28. 378 分の点)」に改め、同号イ中「点」の次に「(北緯 35 度 59. 405 分 東経 140 度 27. 814 分の点)」を加え、同号ウ中「点」の次に「(北緯 35 度 59. 227

分東経140度28.062分の点)」を加え、同号エ中「八坂神社北隅から297度30分22メートルの点」を「に設置した標柱（北緯35度59.245分東経140度28.481分の点）」に改め、同条第5号ア中「字下り松1820番地宅地護岸壁北東隅から295度290メートルの点」を「に設置した標柱（北緯35度58.976分東経140度25.627分の点）」に改め、同号イ中「点」の次に「（北緯35度59.418分東経140度25.829分の点）」を加え、同号ウ中「点」の次に「（北緯35度59.551分東経140度25.364分の点）」を加え、同号エ中「字西の洲，同才勝境界線の道路北東隅」を「に設置した標識（北緯35度59.110分東経140度25.162分の点）」に改め、同条第6号ア中「字塚下乙1413番地住宅東隅」を「に設置した標識（北緯36度1.817分東経140度19.013分の点）」に改め、同号イ中「点」の次に「（北緯36度2.073分東経140度19.198分の点）」を加え、同号ウ中「点」の次に「（北緯36度2.247分東経140度19.004分の点）」を加え、同号エ中「字小作1448番地家屋東端」を「に設置した標識（北緯36度1.822分東経140度18.613分の点）」に改め、同条第7号ア中「水神祠鳥居左脚から324度370メートルの点」を「に設置した標識（北緯36度0.153分東経140度33.500分の点）」に改め、同号イ中「点」の次に「（北緯36度0.255分東経140度33.628分の点）」を加え、同号ウ中「字堂崎93番地に設置した標柱」を「に設置した標識（北緯36度0.709分東経140度32.615分の点）」に改め、同号エ中「点」の次に「（北緯36度0.546分東経140度32.472分の点）」を加え、同条第8号ア中「2403—2番地西隅（爪木の鼻へ290度森稻荷神社鳥居左脚へ13度30分の点）」を「に設置した標柱（北緯35度57.936分東経140度36.553分の点）」に改め、同号イ中「の鼻」を「に設置した標識（北緯35度58.161分東経140度35.748分の点）」に改め、同条第9号中「，イ，ウ及びエの各点を順次結んだ線と」を「及びイを通る直線，イ及びウの2点を結んだ線，ウ及びエを通る直線並びに」に改め、同号ア中「字尾島妙岐の鼻」を「に設置した標柱（北緯35度57.590分東経140度28.081分の点）」に改め、同号イ中「点」の次に「（北緯35度57.832分東経140度28.293分の点）」を加え、同号ウ中「点」の次に「（北緯35度57.990分東経140度28.069分の点）」を加え、同号エを次のように改める。

エ 稲敷市浮島に設置した標柱（北緯35度57.748分東経140度27.857分の点）

第44条に次の1項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第51条第1項中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第52条中「違反した」の次に「ときは、当該違反行為をした」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第51条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年規則第75号）新旧対照表

改正案	現行
<p>○茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則</p> <p style="text-align: right;">令和2年11月12日 茨城県規則第75号</p> <p>第1条～第31条（略）</p> <p>（保護水面における採捕の禁止）</p> <p>第32条 何人も、次に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域においては、水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア かすみがうら市坂_____に設置した標柱（北緯36度4.298分東経140度22.524分の点）</p> <p>イ アから144度（真方位による。以下この規則中に示す方位について同様とする。）700メートルの点（北緯36度3.991分東経140度22.796分の点）</p> <p>ウ エから144度400メートルの点（北緯36度4.636分東経140度23.392分の点）</p> <p>エ かすみがうら市田伏_____に設置した標柱（北緯36度4.</p>	<p>○茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則</p> <p style="text-align: right;">令和2年11月12日 茨城県規則第75号</p> <p>第1条～第31条（略）</p> <p>（保護水面における採捕の禁止）</p> <p>第32条 何人も、次に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域においては、水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面</p> <p>ア かすみがうら市坂911番地の2に設置した標柱_____</p> <p>イ アから144度（真方位による。以下この規則中に示す方位について同様とする。）700メートルの点_____</p> <p>ウ エから144度400メートルの点_____</p> <p>エ かすみがうら市田伏字反町229番地に設置した標柱_____</p>

811分東経140度23.237分の点)

(2) 次のア及びイの2点を結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面

ア 行方市天掛_____に設置した標柱 (北緯36度3.041分東経140度32.947分の点)

イ 行方市吉川_____に設置した標柱 (北緯36度3.411分東経140度32.812分の点)

(3) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水面

ア 稲敷郡美浦村馬掛_____に設置した標識 (北緯36度1.138分東経140度21.507分の点)

イ アから45度1,000メートルの点 (北緯36度1.518分東経140度21.980分の点)

ウ エから45度988メートルの点 (北緯36度1.665分東経140度21.806分の点)

エ 稲敷郡美浦村馬掛_____に設置した標柱 (北緯36度1.289分東経140度21.338分の点)

(4) 次のア及びイの2点を結んだ線と鹿嶋市湖岸とによって囲まれた水面

ア 鹿嶋市大字津賀_____に設置した標識 (北緯36度1.628分東経140度34.582分の点)

(2) 次のア及びイの2点を結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面

ア 行方市天掛寺下55番2の地先に設置した標柱_____

イ 行方市吉川字須甫居1211番2の地先に設置した標柱_____

(3) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水面

ア 稲敷郡美浦村馬掛一斗内163番地に設置した標識_____

イ アから45度1,000メートルの点_____

ウ エから45度988メートルの点_____

エ 稲敷郡美浦村馬掛字内出486番地の3に設置した標柱_____

(4) 次のア及びイの2点を結んだ線と鹿嶋市湖岸とによって囲まれた水面

ア 鹿嶋市大字津賀字掛崎2200番地に設置した標柱_____

イ 鹿嶋市大字中_____に設置した標柱(北緯36度
1.056分東経140度34.788分の点)

第33条～第36条 (略)

(禁止区域等)

第37条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

(1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面

ア かすみがうら市戸崎_____に設置した標識(北緯36度
4.030分東経140度16.564分の点)

イ アから204度830メートルの点(北緯36度3.621分東経140度16.33
7分の点)

ウ エから204度810メートルの点(北緯36度3.507分東経140度16.77
1分の点)

エ かすみがうら市加茂に設置した標柱(北緯36度3.906分東経140
度16.993分の点)

(2) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面

ア かすみがうら市安食に設置した標識(北緯36度6.705分東経140
度22.088分の点)

イ 鹿嶋市大字中字中町3056番の2地先に設置した標柱_____

第33条～第36条 (略)

(禁止区域等)

第37条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

(1) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面

ア かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱_____

イ アから204度830メートルの点_____

ウ エから204度810メートルの点_____

エ アから105度730メートルの点_____

(2) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水面

ア かすみがうら市安食、同市柏崎境界線北東隅_____

イ アから43度700メートルの点(北緯36度6.980分東経140度22.408分の点)

ウ エから43度600メートルの点(北緯36度7.148分東経140度22.055分の点)

エ かすみがうら市安食に設置した標柱(北緯36度6.912分東経140度21.781分の点)

(3) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面

ア 行方市羽生に設置した標柱(北緯36度8.204分東経140度22.991分の点)

イ アから234度30分730メートルの点(北緯36度7.977分東経140度22.594分の点)

ウ エから234度30分530メートルの点(北緯36度7.778分東経140度22.804分の点)

エ 行方市八木蒔に設置した標柱(北緯36度7.943分東経140度23.093分の点)

(4) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面

ア 行方市麻生に設置した標柱(北緯35度59.568分東経140度28.378分の点)

イ アから250度900メートルの点(北緯35度59.405分東経140度27.814分の点)

イ アから43度700メートルの点_____

ウ エから43度600メートルの点_____

エ かすみがうら市安食字小津4057番地1住宅西隅から317度30分100メートルの点_____

(3) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面

ア 行方市羽生男池川橋梁西端から280度170メートルの点_____

イ アから234度30分730メートルの点_____

ウ エから234度30分530メートルの点_____

エ 行方市八木蒔字広町8番田の北隅_____

(4) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水面

ア 行方市麻生字新田551番地住宅北隅から330度6メートルの点_____

イ アから250度900メートルの点_____

ウ エから266度30分630メートルの点 (北緯35度59.227分東経140度28.062分の点)

エ 行方市麻生に設置した標柱 (北緯35度59.245分東経140度28.481分の点)

(5) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷市湖岸とによって囲まれた水面

ア 稲敷市浮島に設置した標柱 (北緯35度58.976分東経140度25.627分の点)

イ アから20度870メートルの点 (北緯35度59.418分東経140度25.829分の点)

ウ エから20度870メートルの点 (北緯35度59.551分東経140度25.364分の点)

エ 稲敷市浮島に設置した標識 (北緯35度59.110分東経140度25.162分の点)

(6) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水面

ア 稲敷郡美浦村大字大須賀津に設置した標識 (北緯36度1.817分東経140度19.013分の点)

イ アから30度550メートルの点 (北緯36度2.073分東経140度19.198分の点)

ウ エから36度30分980メートルの点 (北緯36度2.247分東経140度19.004分の点)

ウ エから266度30分630メートルの点 _____

エ 行方市麻生八坂神社北隅から297度30分22メートルの点 _____

(5) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷市湖岸とによって囲まれた水面

ア 稲敷市浮島字下り松1820番地宅地護岸壁北東隅から295度290メートルの点 _____

イ アから20度870メートルの点 _____

ウ エから20度870メートルの点 _____

エ 稲敷市浮島字西の洲, 同才勝境界線の道路北東隅 _____

(6) 次のア, イ, ウ及びエの各点を順次結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水面

ア 稲敷郡美浦村大字大須賀津字塚下乙1413番地住宅東隅 _____

イ アから30度550メートルの点 _____

ウ エから36度30分980メートルの点 _____

エ 稲敷郡美浦村大字大須賀津に設置した標識（北緯36度1.822分東経140度18.613分の点）

(7) 次のア，イ，ウ及びエの各点を順次結んだ線と潮来市湖岸とによって囲まれた水面

ア 潮来市大生に設置した標識（北緯36度0.153分東経140度33.500分の点）

イ アから45度270メートルの点（北緯36度0.255分東経140度33.628分の点）

ウ 行方市宇崎に設置した標識（北緯36度0.709分東経140度32.615分の点）

エ ウから215度370メートルの点（北緯36度0.546分東経140度32.472分の点）

(8) 次のア及びイの2点を結んだ線と鹿嶋市湖岸とによって囲まれた水面

ア 鹿嶋市大字大船津に設置した標柱（北緯35度57.936分東経140度36.553分の点）

イ 鹿嶋市爪木に設置した標識（北緯35度58.161分東経140度35.748分の点）

(9) 次のア及びイを通る直線，イ及びウの2点を結んだ線，ウ及びエを通る直線並びに稲敷市湖岸とによって囲まれた水面

ア 稲敷市浮島に設置した標柱（北緯35度57.590分東経140度28.081分の点）

エ 稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作1448番地家屋東端

(7) 次のア，イ，ウ及びエの各点を順次結んだ線と潮来市湖岸とによって囲まれた水面

ア 潮来市大生水神祠鳥居左脚から324度370メートルの点

イ アから45度270メートルの点

ウ 行方市宇崎字堂崎93番地に設置した標柱

エ ウから215度370メートルの点

(8) 次のア及びイの2点を結んだ線と鹿嶋市湖岸とによって囲まれた水面

ア 鹿嶋市大字大船津2403—2番地西隅（爪木の鼻へ290度森稲荷神社鳥居左脚へ13度30分の点）

イ 鹿嶋市爪木の鼻

(9) 次のア，イ，ウ及びエの各点を順次結んだ線と

稲敷市湖岸とによって囲まれた水面

ア 稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻

イ アから35度550メートルの点 (北緯35度57.832分東経140度28.293分の点)

ウ エから35度550メートルの点 (北緯35度57.990分東経140度28.069分の点)

エ 稲敷市浮島に設置した標柱 (北緯35度57.748分東経140度27.857分の点)

第38条～第43条 (略)

(衛星船位測定送信機の備付け命令)

第44条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

イ アから35度550メートルの点 _____

ウ エから35度550メートルの点 _____

エ アから310度550メートルの点 _____

第38条～第43条 (略)

(衛星船位測定送信機の備付け命令)

第44条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(新設)

第45条～第50条 (略)

第51条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第32条から第37条まで、第39条第1項又は第40条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 第40条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。
- (3) 第23条第1項、第39条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 (略)

第52条 第25条第1項(第41条第8項において準用する場合を含む。)、第31条又は第38条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

第53条・第54条 (略)

様式第1号～様式第4号 (略)

第45条～第50条 (略)

第51条 次の各号のいずれかに該当する_____者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第32条から第37条まで、第39条第1項又は第40条第1項の規定に違反した者
- (2) 第40条第3項の規定により付けた条件に違反した者
- (3) 第23条第1項、第39条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 (略)

第52条 第25条第1項(第41条第8項において準用する場合を含む。)、第31条又は第38条第1項の規定に違反した_____者は、科料に処する。

第53条・第54条 (略)

様式第1号～様式第4号 (略)

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部改正の概要

1 規則の趣旨

漁業法（昭和24年法律第267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、本県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とするもの

2 改正の内容及び理由

(1) 保護水面等の区域表記の改正（緯度経度表記の追加等）（第32条及び第37条の改正）

衛星測位及び地理情報システムの技術の発達により、緯度経度の情報を容易に得られるようになったことを踏まえ、第32条に定める保護水面の区域及び第37条に定める禁止区域等の位置を明確にし、より適切な取締を行うことができるようにするため、基点の緯度経度を測量又は計算によって明らかにするとともに、基点を示す地番や現地構造物の表記について、実際の状況との乖離の解消を図るため、表記について必要な改正を行う。

(2) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（第44条第2項の追加）

令和6年6月26日に公布された漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）のうち、漁業法第52条に第1項を加える改正規定は、令和6年7月16日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないことを新たに規定するものであるが、当該規定について、漁業者等が適切に理解できるよう、規則にも確認的に記載する。

(3) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（第51条第1項の改正）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものであるため、当該改正に伴い、関係条文を改正する。

(4) 文言の適正化（第51条及び第52条の改正）

両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化する。

3 施行日

公布の日から施行する。ただし、第51条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

【規則一部改正の主なスケジュール】

年度	月	事項	内容
R6	7月	改正概要説明	・ 漁業調整委員会へ規則改正概要の説明
	10月	改正案説明	・ 漁業調整委員会へ規則改正（案）事前説明
	12月	諮問・答申	・ 知事から漁業調整委員会あての諮問・答申 (漁業法第119条第8項、水産資源保護法第4条第7項)
		認可申請	・ 知事から農林水産大臣あての認可申請 (漁業法第119条第7項、水産資源保護法第4条第6項)
	1月	認可	・ 農林水産大臣からの認可
	3月	公示	・ 県報登載
R7	～6月	施行	・ 公布の日から施行 ただし、第51条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行

法令抜粋

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）

（漁業調整に関する命令）

第百十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。）

二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 漁業者の数又は資格に関する制限

3～6（略）

7 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）

第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止

二 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止

三 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

2 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

3 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

- 4 第一項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物及び同項第三号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。
- 5 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
- 7 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会を置く都道府県の管轄に属する内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会）の意見を聴かなければならない。

漁 第 935号
令和6年11月27日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会長 鈴木 幸雄 殿

茨城県知事 大井川 和彦



令和5年度資源管理の状況等の報告について

漁業法第90条に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、下記のとおり報告します。

記

漁業種類	免許番号	資源管理の状況、漁場の活用の状況等	漁業種類	免許番号	資源管理の状況、漁場の活用の状況等	
第1種区画漁業 (小割式養殖業)	霞北区第11号	適切かつ有効	第2種共同漁業 (張網漁業)	霞北共第1号	適切かつ有効	
	※霞北区第12号	適切かつ有効に 利用されていない		霞北共第2号		
	霞北区第13号	適切かつ有効		霞北共第3号		
	霞北区第15号			霞北共第4号		
	霞北区第16号			霞北共第5号		
	霞北区第17号			霞北共第6号		
	霞北区第22号			霞北共第7号		
	霞北区第25号			霞北共第8号		
	霞北区第26号			霞北共第9号		
	霞北区第30号			霞北共第10号		
	※霞北区第41号			適切かつ有効に 利用されていない		霞北共第11号
	※霞北区第43号			適切かつ有効		霞北共第12号
	霞北区第52号	適切かつ有効		霞北共第13号		
	霞北区第63号	適切かつ有効		霞北共第14号		
第1種区 画漁業 (真珠養 殖業)	霞北区第111号	適切かつ有効		霞北共第15号		
	※霞北区第112号	適切かつ有効に 利用されていない		霞北共第16号		
	霞北区第121号	適切かつ有効		霞北共第17号		
	霞北区第122号			霞北共第18号		

※令和6年12月現在、当該漁場には漁業権の設定はなし。



令和5年度資源管理の状況等の報告に対する県の確認結果（第1種区画漁業（小割式養殖業・真珠養殖業））

対象期間：令和5年1月1日～令和5年12月31日

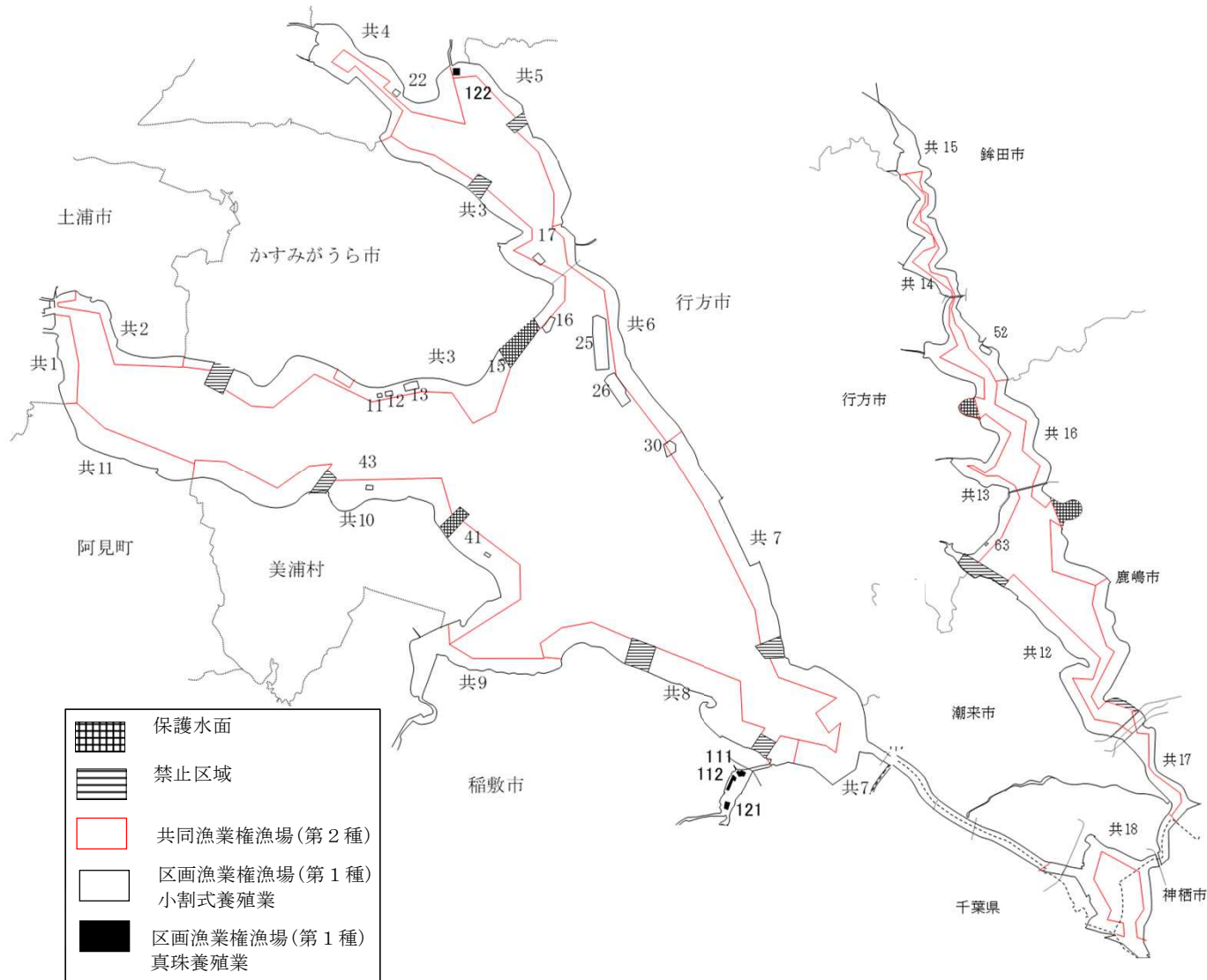
チェック項目	第1種区画漁業（小割式養殖業）														第1種区画漁業（真珠養殖業）				判断の根拠	
	霞北区第11号	霞北区第12号	霞北区第13号	霞北区第15号	霞北区第16号	霞北区第17号	霞北区第22号	霞北区第25号	霞北区第26号	霞北区第30号	霞北区第41号	霞北区第43号	霞北区第52号	霞北区第63号	霞北区第111号	霞北区第112号	霞北区第121号	霞北区第122号		
1 資源管理の状況等の報告																				
法第90条の第1項に基づく資源管理の状況等の報告を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和5年度資源管理の状況等の報告
2 適切な判断基準																				
(1) 漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和5年度資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(5) 資源管理を適切に実施している	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業種の場合）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(9) 過密養殖や過剰給餌により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(12) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
3 有効の判断基準																				
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	令和5年度資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業種の場合）	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	
(3) 漁場の全てを利用している	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	
(5) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
4 評価	問題なし	問題あり	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題あり	問題あり	問題なし	問題なし	問題なし	問題あり	問題なし	問題なし	/	
備考	霞北区第12号、第41号、第43号漁場については、漁場の利用実態及び活用見込がなかったことから、R6.9.1以降は漁業権を設定していない。														霞北区第112号漁場については、漁場の利用実態及び活用見込がなかったことから、R5.9.1以降は漁業権を設定していない。					

令和5年度資源管理の状況等の報告に対する県の確認結果（第2種共同漁業（張網漁業））

対象期間：令和5年1月1日～令和5年12月31日

チェック項目	第2種共同漁業（張網漁業）																		判断の根拠	
	霞北共第1号	霞北共第2号	霞北共第3号	霞北共第4号	霞北共第5号	霞北共第6号	霞北共第7号	霞北共第8号	霞北共第9号	霞北共第10号	霞北共第11号	霞北共第12号	霞北共第13号	霞北共第14号	霞北共第15号	霞北共第16号	霞北共第17号	霞北共第18号		
1 資源管理の状況等の報告																				
法第90条の第1項に基づく資源管理の状況等の報告を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和5年度資源管理の状況等の報告
2 適切な判断基準																				
(1) 漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和5年度資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(5) 資源管理を適切に実施している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業種の場合）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げしていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(9) 過密養殖や過剰給餌により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
(12) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
3 有効の判断基準																				
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和5年度資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業種の場合）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
(3) 漁場の全てを利用している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(5) その他	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
4 評価 <small>問題なし／問題あり</small>	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	
備考																			/	

霞ヶ浦北浦海区の漁業権概要 (R5.1.1～R5.12.31)



免許番号	漁業種類	漁業権者
霞北区第11号	第1種区画 (小割式養殖業)	霞ヶ浦漁協
※霞北区第12号		
霞北区第13号		
霞北区第15号		
霞北区第16号		
霞北区第17号		
霞北区第22号		
霞北区第25号		
霞北区第26号		
霞北区第30号		
※霞北区第41号	第1種区画 (真珠養殖業)	麻生漁協
※霞北区第43号		霞ヶ浦漁協
霞北区第52号		きたうら広域漁協
霞北区第63号	第1種区画 (真珠養殖業)	戸田真珠(有)、清和真珠(株)、大湖真珠(株)
※霞北区第112号		大湖真珠(株)
霞北区第121号		柳瀬パール(有)
霞北区第122号	渡辺 章	第2種共同 (張網漁業)
霞北共第1号	霞ヶ浦漁協	
霞北共第2号		
霞北共第3号		
霞北共第4号		
霞北共第5号	霞ヶ浦漁協、麻生漁協	
霞北共第6号		
霞北共第7号	霞ヶ浦漁協	
霞北共第8号		
霞北共第9号	潮来漁協	
霞北共第10号		
霞北共第11号	きたうら広域漁協	
霞北共第12号		
霞北共第13号		
霞北共第14号		
霞北共第15号		
霞北共第16号		
霞北共第17号		
霞北共第18号		潮来漁協、常陸川漁協



※令和6年12月現在、当該漁場には漁業権の設定なし。

関係法令等

漁業法

(資源管理の状況等の報告)

第 90 条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りではない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

漁業法施行規則

(資源管理の状況等の報告)

第 28 条 法第 90 条第 1 項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1 年に 1 回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第 90 条第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業権の種類及び免許番号
- (2) 報告の対象となる期間
- (3) 資源管理に関する取組の実施状況
- (4) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- (5) 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- (6) その他必要な事項

3 法第 90 条第 2 項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上行うものとする。

海面利用制度等に関するガイドライン

第 4 漁業権

2 資源管理の状況等の報告

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の(1)から(3)に掲げるものが考えられる。

(1) 資源管理の状況

- ① 漁業関係法令の遵守状況
- ② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況
- ③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

(2) 漁場の活用状況

ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間
- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第 5 種共同漁業権にあっては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

イ 定置漁業権

- ① 操業日数
- ② 漁獲量及び漁獲金額

ウ 個別漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖施設数
- ② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ③ 区画の使用状況

エ 団体漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
- ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況
- ⑤ 行使料

(3) その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

令和 6 年 11 月 25 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会長 鈴木 幸雄 殿

資源利用協議会 座長 高橋 正和

令和 6 年度 霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会における決定事項について（報告）

このことについて、ワカサギ等の漁獲量の低迷を受け、令和 6 年 11 月 25 日に開催した霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会の決定事項について、下記のとおり報告する。

記

- ・現在の霞ヶ浦北浦における主要資源の厳しい状況を踏まえ、ワカサギ及びシラウオ資源の保護に向け、トロール部会や各漁協の理事会等において、トロールの年末操業における資源保護対策の強化やワカサギ人工ふ化の実施について協議し、一層の対策を講じること。
- ・産卵期のシラウオ資源保護のために、各漁協の理事会等において、3月のシラウオ採捕禁止を徹底するための措置について協議し、一層の対策を講じること。



(写)

令和6年11月25日

霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 殿
きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長 殿
麻生漁業協同組合 代表理事組合長 殿
潮来漁業協同組合 代表理事組合長 殿

資源利用協議会 座長 高橋 正和

令和6年度 霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会における決定事項について

ワカサギ等の漁獲量の低迷を受け、令和6年11月25日に開催した霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会において、資源保護対策について協議した結果、以下のとおり決定されたので指示します。

記

- ・現在の霞ヶ浦北浦における主要資源の厳しい状況を踏まえ、ワカサギ及びシラウオ資源の保護に向け、トロール部会や各漁協の理事会等において、トロールの年末操業における資源保護対策の強化やワカサギ人工ふ化の実施について協議し、一層の対策を講じること。
- ・産卵期のシラウオ資源保護のために、各漁協の理事会等において、3月のシラウオ採捕禁止を徹底するための措置について協議し、一層の対策を講じること。

霞ヶ浦北浦における資源利用協議会設置運営要項

(目的)

第1条 資源状況や霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の意見等を基に、霞ヶ浦北浦における資源利用や資源管理に関することを検討する。

(資源利用協議会の構成等)

第2条 資源利用協議会(以下、「協議会」という。)は、操業実態や資源状況が霞ヶ浦、北浦で異なることを勘案し、霞ヶ浦、北浦の2つの地区に設置すものとし、それぞれの名称を「霞ヶ浦地区資源利用協議会」、「北浦地区資源利用協議会」とする。また、必要に応じ、両地区合同で「霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会」を設置できるものとする。

各協議会の構成員は、漁業関係者、水産加工業関係者、県で構成し、構成員、人数の内訳は別表のとおりとする。

(開催)

第3条 協議会は、次のときに開催する。

- (1) 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会から開催の指示があったとき
- (2) 茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長、霞ヶ浦北浦地区の漁業協同組合長及び霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合長が協議し、必要と認めたとき

(協議事項)

第4条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 資源利用に関する事項
- (2) 資源管理の取り組みに関する事項
- (3) その他漁業調整に関する事項
- (4) 市場動向及び消費拡大に関する事項
- (5) その他協議会で必要と認めた事項

(座長)

第5条 協議会の座長は、茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長とする。

(構成員の役割)

第6条 構成員は、協議会の結果を構成員が所属する団体内に周知する。

- 2 漁業関係の構成員は、協議会で決定された第4条の事項について、所属団体で検討の上、具体的対策を実施する。

(座長の役割)

第7条 座長は、協議会を招集し、議事を務めるものとする。

- 2 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会において資源利用に関する意見を聴取するとともに、その内容を協議会へ報告する。

3 座長は、協議会における決定事項を霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会へ報告するとともに、関係漁協へ指示する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所に置く。

(その他)

第9条 協議会の運営等に関し、この要項に定めのないもの及び疑義が生じたときは、協議会で定めるものとする。

別表

協議会の構成員

	該当者	霞ヶ浦地区	北浦地区
漁業関係	漁業協同組合長※	2名	2名
	漁業者部会役員	トロール部会3名 定置部会2名	3名 (トロール部会, 定置部会 あわせて)
	漁業協同組合長の推薦を受けた者	部会担当理事 1名	部会担当理事 1名
		合計8名以内	合計6名以内
水産 加工業関係	水産加工業協同組合長※	1名	1名
	組合長の推薦を受けた者	5名	3名
		合計6名以内	合計4名以内
県	霞ヶ浦北浦水産事務所長	1名	1名
	水産試験場内水面支場長	1名	1名
合計		16名以内	12名以内

※副組合長が代行可。

附則

- 1 この要項は、平成25年7月 3日から施行する。
- 2 この要項は、令和5年11月14日から施行する。

全国海区漁業調整委員会連合会 第 59 回東日本ブロック会議 次第

令和 6 年 10 月 31 日 (木) 午後 2 時 30 分から
愛知県名古屋市中区三の丸 1 丁目 5-1
KKR ホテル名古屋 3 階 芙蓉の間

1 開 会

2 挨拶

- (1) 愛知海区漁業調整委員会会長 山下 三千男
- (2) 全国海区漁業調整委員会連合会会長 今野 智光
- (3) 来賓あいさつ
水産庁資源管理部管理調整課課長補佐 土方 教義
愛 知 県 副 知 事 古本 伸一郎

3 議長選出

4 議事録署名人選出

5 報告事項 資料 1
令和 6 年度総会決議事項の要望活動結果について

6 議 事 資料 2
【第 1 号議案】
令和 7 年度総会に向けた要望事項について

【第 2 号議案】
次年度開催海区について

【その他】

7 講 演 資料 3
題 目 海区漁業調整委員会の権限と役割
講 師 水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 土方 教義

8 閉 会

議 事

【第1号議案】

令和7年度総会に向けた要望事項
について

令和7年度総会に向けた要望事項について（案）

【東日本ブロック（とりまとめ 愛知海区）】

I 海区漁業調整委員会制度について

（1）静岡海区（継続：同文）

令和7年度要望	参考（令和6年度要望）
要望 海区漁業調整委員会制度について （海区漁業調整委員の資質向上について）	要望 海区漁業調整委員会制度について （海区漁業調整委員の資質向上について）
要望に至った経緯 海区漁業調整委員会は、広範、強力な権限、機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。このほか漁業調整や資源管理など広範な事案について公平公正な審議を行うためには、技術的、専門的な知識を習得しておく必要がある。	要望に至った経緯 海区漁業調整委員会は、広範、強力な権限、機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。このほか漁業調整や資源管理など広範な事案について公平公正な審議を行うためには、技術的、専門的な知識を習得しておく必要がある。
要望内容 海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会等を設けること。	要望内容 海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会等を設けること。

II 沿岸漁業の秩序維持について

要望なし

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

(1) 北海道連合海区（継続：経緯・内容変更）

令和7年度要望	参考（令和6年度要望）
<p>要望</p> <p>クロマグロ資源の適正利用について</p>	<p>要望</p> <p>クロマグロ資源の適正利用について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>太平洋クロマグロについては、平成30年より、TAC制度による厳格な資源管理が行われており、<u>順調に資源が回復していることから、漁業関係者からは、国際的なルールに則った、資源量に見合った漁獲枠の増枠が求められているところ。</u></p> <p><u>国は、令和6年7月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）北小委員会において、漁獲枠拡大を強く訴え、令和7年から漁獲枠を大型魚については50%、小型魚は10%増やすことで合意したところ。</u></p> <p>しかし、現状において、クロマグロの混獲回避のため、定置網漁業の操業に大きな負担や減収が生じているほか、零細な漁業者が多い、はえ縄や一本釣り漁業においても、休漁や休業等により漁業経営に影響を及ぼしていることから、<u>増枠の配分にあたっては、沿岸漁業に配慮した配分とするとともに、沿岸漁業者が将来にわたって漁業が続けられるよう、クロマグロの資源管理措置に伴う水揚げ減少に対し直接補填する等の支援制度を継続する必要がある。</u></p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>太平洋クロマグロの資源管理は、平成30年より、TAC制度による厳格な管理がスタートし、平成31年4月に大型魚と割当が少ない小型魚を交換できる融通の仕組みが制度化され、令和3年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において大型魚の15%増枠がかなったところ。しかし、昨今、資源量が大幅に増加しているとの漁業者の実感がある中で、十分な枠の確保に至っておらず、国際的なルールに則った、資源量に見合った漁獲枠の増枠が求められている。</p> <p>また、現状において、クロマグロの混獲回避のため、定置網漁業の操業に大きな負担や減収が生じているほか、零細な漁業者が多い、はえ縄や一本釣り漁業においても、休漁や休業等により漁業経営に影響を及ぼしていることから、沿岸漁業者が将来にわたって漁業が続けられるよう、クロマグロの資源管理措置に伴う水揚げ減少に対し直接補填する等の支援制度を一層拡充する必要がある。</p>

<p>要望内容</p> <p>1 <u>国は、中西部太平洋まぐろ類委員会において、引き続き、国際的なルールに則った漁獲枠拡大に取り組むとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。</u></p> <p>2 <u>資源管理の取組に対応した支援制度を継続すること。</u></p>	<p>要望内容</p> <p>1 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の決定事項である暫定回復目標(親魚資源量を歴史的中間値の約4万3千トンへ回復)を既に達成し、次期回復目標(漁獲がない場合の資源量の20%(約13万トン)まで回復)も令和5年に達成見込みであることを踏まえ、これまで以上にさらなる漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。</p> <p>2 資源管理の取組に対応した直接補填などの支援制度を拡充すること。</p>
---	---

(2) 青森県東部海区 (継続：経緯・内容変更)

令和7年度要望	参考(令和6年度要望)
<p>要望</p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>	<p>要望</p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p><u>クロマグロの資源管理では、クロマグロの群れが以前より沿岸域で確認される頻度が高くなっており、資源管理の効果を実感しているところであり、しかしながら、本県の主要な漁業であるいか釣り漁業において、<u>個体数が増加したクロマグロによる漁具被害やスルメイカの漁場形成への影響が度々確認されており、漁業被害は見逃ごせないものとなっております。</u></u></p> <p><u>また、クロマグロの個体数増加や海洋環境変化等により、<u>そこまで出現が確認されなかった海域でもクロマグロが目撃される</u></u></p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>定置漁業では、クロマグロ30キロ未満小型魚(以下「小型魚」という。)の漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの対応をする場合、サケ、ブリ等も漁獲できなくなり、漁業経営に与える影響は非常に大きなものとなっています。</p> <p>また、零細で就業者数の多い沿岸漁業における小型魚の資源保護対策は、管理のために多大な労力・経費を要する上、漁家経営、漁協運営、漁業集落の存続や市場流通への影響も大きいなど、非常に大きな課題があります。</p>

ようになり、漁業経営のために新たに広域漁業調整委員会の承認を欲する漁業者の声も聞こえてきております。

加えて、大型魚の漁獲枠の配分にあたっては沿岸漁業への漁獲枠配分がいまだに十分とは言えない状況にあり、漁獲規制以前の収入を下回っている漁業者もいることから、規制による収入減の補償の継続が必要です。

一方で、漁業者においては、漁獲枠を月別・漁協別に細分化するなど厳格な資源管理措置の遵守に努力し、今後尾数報告への対応も求められる中、漁業生産者団体に所属しない遊漁等の船舶による採捕の現状把握が困難であり、また、新たな規制となる広域漁業調整委員会指示への常習的かつ連鎖的な違反の疑義情報が寄せられ、委員会指示の本来の目的が達成されているとは言いがたく、都道府県管理及び漁場利用の秩序維持に大きく影響を及ぼす事態が発生しております。

つきましては、これらの課題を解決するために、以下について国の特段の措置を要望いたします。

要望内容

- 1 クロマグロによるいか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること。
- 2 現在の広域漁業調整委員会によるクロマグロ承認申請は、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに1kg以上の採捕実績を持つものが、令和5年2月10日までに申請することで承認を得ることが出来たが、それ以外の者は現状出ている承認を承継することでしか承認を得る機会が無い。しかし、資源の回復に併せて漁

さらに、大型魚については、説明が不十分、漁獲枠が少ないこと、などの漁業者からの不満が多く、今後の漁業経営に対する不安を抱いている状況にあります。

一方で、漁業においては、漁獲枠を月別・漁協別に細分化するなど厳格な資源管理措置の遵守に努力している中、漁業生産者団体に所属しない遊漁等の船舶による採捕の現状把握が困難であり、また、新たな規制となる広域漁業調整委員会指示への常習的かつ連鎖的な違反の疑義情報が多数寄せられ、委員会指示の本来の目的が達成されているとは言いがたく、都道府県管理及び漁場利用の秩序維持に大きく影響を及ぼす事態が発生しています。

つきましては、これらの課題を解決するために、以下について国の特段の措置を要望いたします。

要望内容

- 1 定置網に入った小型魚を生かして放流する実用的な技術を早急に確立すること。
- 2 数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進する。漁業者が今後とも資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保

獲枠が増えてきている状況から、次の広域漁業調整委員会の指示の際には、新規での承認の取扱いについても検討すること。

3 数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁業収入安定対策事業（強度資源管理タイプ）を今後も継続する。漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

4 採捕の実態の迅速な把握のため、報告システムの構築と法体系を整理し、都道府県における資源管理措置に影響を及ぼすことのないよう、遊漁者等に対し、資源管理の制度及びその重要性について広く周知徹底し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導すること。

なお、漁業者が資源管理への対応を強く求められているクロマグロについては、遊漁者にもライセンス制を導入し報告体制を強化することを検討すること。

すること。

3 大中型まき網漁業を含む各種漁業の小型魚漁獲実態について、具体的な漁獲方法、漁獲サイズ、単価、流通形態、経営体数、歴史的経緯、地域経済における重要性など、総合的・多角的な調査・比較検討を行い、我が国全体で小型魚保護による経済的損失等を極力減らし、より効率的で効果的な小型魚保護対策を検討すること。

4 資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。また、漁場形成の変化に伴い、一部の大臣許可漁業の地先海面へ新規参入することにより、これまで、輻輳する漁業種間で醸成された地先の漁業協定等による漁場利用の秩序が、大幅な現状変更により混乱する事態が発生し、加えて、これらによる海難事故及び漁具の交錯等の操業上のトラブルが頻発していることから、大臣許可漁業のIQによる漁獲管理に併せて、漁場ほかの利用の地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

5 遊漁者及び遊漁船業者の採捕の実態の迅速な把握のため、報告システムの構築と法体系を整理し、都道府県における資源管理措置に影響を及ぼすことのないよう、遊漁者等に対し、資源管理の制度及びその重要性について広く周知徹底し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導すること。

(3) 宮城海区 (継続：経緯変更)

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
<p>要望</p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>	<p>要望</p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>国は、国際合意に基づき、太平洋クロマグロの資源を回復するため、平成27年1月から漁獲管理に取り組んでおり、令和2年12月から漁業法に基づくより厳格な漁獲管理を実施している。</p> <p>ISC (北太平洋まぐろ類国際科学委員会) の評価によると、資源量は平成22年以降順調に回復し続けており、令和2年時点では評価期間 (昭和27年～) で2番目のピークとなるに至っている。<u>また、WCPFC北小委員会は2025年以降の措置として、日本における漁獲上限を小型魚で10%、大型魚で50%増枠することを勧告した。</u></p> <p>実際に宮城県沿岸に来遊するクロマグロも増加傾向であり、定置網漁業においては来遊量が漁獲枠を大幅に超過し、漁獲量を上回る量のクロマグロを放流している。来遊量の多い網では、盛漁期には連日数十尾から数百尾のクロマグロの放流作業を行っているほか、他魚種を含めた全放流や網起こしを中止せざるを得ない事態も生じている。また、漁船漁業においてもしばしば意図しない大量の混獲が見られ、<u>操業に支障をきたす事態となっている。</u></p> <p>本県のクロマグロ漁獲量は定置網漁業の占める割合が大きく、特に小型魚においては9割以上が定置網で漁獲されているが、定置網の漁獲量に占めるクロマグロの割合は、資源管理のために放流したクロマグロの推定</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>国は、国際合意に基づき、太平洋クロマグロの資源を回復させるため、平成27年1月から漁獲管理に取り組んでおり、令和2年12月から漁業法に基づくより厳格な漁獲管理を実施している。</p> <p>ISC (北太平洋まぐろ類国際科学委員会) の評価によると、資源量は平成22年以降順調に回復し続けており、令和2年時点では評価期間 (昭和27年～) で2番目のピークとなるに至っている。</p> <p>実際に宮城県沿岸に来遊するクロマグロも増加傾向であり、定置網漁業においては来遊量が漁獲枠を大幅に超過し、漁獲量を上回る量のクロマグロを放流している。来遊量の多い網では、盛漁期には連日数十尾から数百尾のクロマグロの放流作業を行っているほか、他魚種を含めた全放流や網起こしを中止せざるを得ない事態も生じている。また、漁船漁業においてもしばしば意図しない大量の混獲が見られる。</p> <p>本県のクロマグロ漁獲量は定置網漁業の占める割合が大きく、特に小型魚においては9割以上が定置網で漁獲されているが、定置網の漁獲量に占めるクロマグロの割合は、資源管理のために放流したクロマグロの推定</p>

量を加えても 4%程度である。

しかし、上記のような事態が継続すれば、漁業者の経営存続、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴い地域水産加工業者への原魚供給が減少することとなり、関連産業を含む地域水産業への影響が懸念されている。

〈参考〉

【宮城県の定置網の水揚状況

(令和5年4月～令和6年3月)】

- ・全魚種の合計漁獲量：43,647 トン
- ・クロマグロ漁獲量：75.7 トン
(内訳：小型魚61.4 トン、大型魚14.3 トン)
- ・クロマグロ推定放流量：1,712 トン
- ・全魚種の合計漁獲量に占めるクロマグロ漁獲量+放流量の割合 → 4.1%

量を加えても 1%未満である。

しかし、上記のような事態が継続すれば、漁業者の経営存続、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴い地域水産加工業者への原魚供給が減少することとなり、関連産業を含む地域水産業への影響が懸念されている。

〈参考〉

【宮城県の定置網の水揚状況

(令和4年4月～令和5年3月)】

- ・全魚種の合計漁獲量：59,641 トン
- ・クロマグロ漁獲量：71.8 トン
(内訳：小型魚65.2 トン、大型魚6.6 トン)
- ・クロマグロ推定放流量：413 トン
- ・全魚種の合計漁獲量に占めるクロマグロ漁獲量+放流量の割合 → 0.8%

要望内容

本県沿岸では、クロマグロは定置網の他、かじき等流し網漁業等その他漁船漁業でも混獲されるが、いずれも魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少が懸念されることから、引き続き、沿岸漁業への漁獲枠の配分について十分に配慮すること。

要望内容

本県沿岸では、クロマグロは定置網の他、かじき等流し網漁業等その他漁船漁業でも混獲されるが、いずれも魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少が懸念されることから、引き続き、沿岸漁業への漁獲枠の配分について十分に配慮すること。

(4) 千葉海区 (継続：経緯・内容変更)

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
<p>要望</p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>	<p>要望</p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>令和6年に北太平洋まぐろ類国際科学委員会(ISC)が行った資源評価では、<u>2022年の親魚量は約14.4万トンと急激に回復しており、2021年に次期回復目標(初期資源量の20%)を達成したとされた。</u></p> <p>ISCによる資源評価は2年毎であり、漁獲枠の検討に供するまで時間を要するため、直近の資源量に応じた<u>漁獲枠配分となっていない。</u></p> <p><u>地先への来遊に応じて操業する多くの小型漁船漁業者は、漁獲枠を超えないよう計画的な漁獲や放流等に取り組んでいるものの、小型魚の漁獲枠は、過去の漁獲実績の半分のままであり、漁業経営に影響が出ている。</u></p> <p>また、定置網漁業者は、突発的な大量入網を避けるための網の改良などには新たな費用負担が発生するため、休漁してクロマグロが定置から出ていくのを待つか、側網を下げてクロマグロ以外の魚も含めて逃がす方法等で対応しており、経営への影響が懸念される。</p> <p>そのため、最近の漁獲実績等を踏まえた漁獲枠の配分や来遊状況に柔軟に対応した漁獲枠の確保、国際交渉での漁獲枠の増加、漁業継続のための経営支援策の拡充が必要である。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>令和4年に北太平洋まぐろ類国際科学委員会(ISC)が行った資源評価では、2020年の親魚量は約6.5万トンであり、順調に回復していることから、中位で増加傾向とされた。</p> <p>ISCによる資源評価は2年毎であり、漁獲枠の検討に供するまで時間を要するため、直近の資源量に応じた適切な漁獲枠配分に反映されておらず、小型漁船漁業者は、漁獲枠を超えないよう計画的な漁獲に取り組んでいるものの、小型魚の漁獲枠は、過去の漁獲実績の半分のままであり、漁業経営には影響が出ている。</p> <p>また、定置網漁業者は、突発的な大量入網を避けるための網の改良などには新たな費用負担が発生するため、休漁してクロマグロが定置から出ていくのを待つか、側網を下げてクロマグロ以外の魚も含めて逃がす方法等で対応しており、経営への影響が懸念される。</p> <p>そのため、最近の漁獲実績等を踏まえた漁獲枠の配分や来遊状況に柔軟に対応した漁獲枠の確保、国際交渉での漁獲枠の増加、漁業継続のための経営支援策の拡充が必要である。</p>

要望内容	要望内容
<p>1 漁獲枠の配分については、<u>来遊に応じた操業のため選択性が低く、零細かつ着業者数が多い沿岸漁業の特性や、資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えて放流作業等の負担が増えている状況を鑑み、不公平感がないよう、知事管理漁業の配分枠を増やすこと。</u></p> <p>2 定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保などの仕組みを確立すること。</p> <p>3 最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施するとともに、我が国が国際会議を主導して、資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠実現に向けて、引き続き強力に働きかけること。</p> <p>4 資源管理の実施に伴う減収対策として、休漁に対する漁業補償制度や沿岸漁業者が操業自粛時に実施する混獲魚の放流作業を支援する事業の更なる充実を図ること。</p>	<p>1 漁獲枠の配分については、零細かつ着業者数が多い沿岸漁業において、資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている状況を鑑み、不公平感がないよう、知事管理漁業の配分枠を増やすこと。</p> <p>2 定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保などの仕組みを確立すること。</p> <p>3 最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施すると共に、我が国が国際会議を主導して、資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠実現に向けて、引き続き強力に働きかけること。</p> <p>4 資源管理の実施に伴う減収対策として、休漁に対する漁業補償制度や沿岸漁業者が操業自粛時に実施する混獲魚の放流作業を支援する事業の更なる充実を図ること。</p>

(5) 神奈川海区 (一部新規：経緯・内容変更)

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
<p>要望</p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>	<p>要望</p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>太平洋クロマグロについては、厳しい漁獲管理が実施されているが、定置網漁業については、混獲が避けられず、入網したクロマグ</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>太平洋クロマグロについては、厳しい漁獲管理が実施されているが、定置網漁業については、混獲が避けられず、入網したクロマグ</p>

ロを再放流するため操業時間が長くなり、経営コストが増大するとともに、産地市場においては取扱金額が減少する等、漁協を始めとした地域経済にまで悪影響が広がっている。

国ではクロマグロを再放流する技術開発に努めているとのことであるが、実用化まではまだ時間がかかると考えられ、それまでは漁獲枠を管理することが大変困難で、漁業者は強い不安を感じながら操業している。

加えて、厳しい漁獲管理により、操業停止を余儀なくされた場合の支援について、当連合会からの要望でも漁業収入安定対策事業の措置では不十分と指摘してきたところ、国においては休漁の際の支援事業を措置されたところであるが、そもそもの漁業収入安定対策事業について、漁獲可能量管理は改正漁業法に基づき実施されているにもかかわらず、同事業においては法的な裏付けがない状態となっている。

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）北小委員会等に向けた太平洋クロマグロの資源状況等に関する説明会（2023年6月6日）の資料の6ページに、年齢別の漁獲係数の図が示されている。この図を見ると、2018年-2020年の漁獲係数は2002-2004年に比べ、0歳魚で約3分1、1歳魚で約5分の1、2歳魚で約7分の1、3歳魚で約4分の1と、大きく削減される結果となっていることが判る。

若齢魚に対するこのような極めて低い漁獲係数は、ほとんど「漁獲するな」と言っていることに等しく、日本の沿岸漁業、特に、定置網漁業が大混乱に陥ったことは、記憶に新しいところである。確かに、若齢魚の漁獲規制によって産卵親魚量は増大したかもしれないが、そのための過酷な負担を背負わさ

ロを再放流するため操業時間が長くなり、経営コストが増大するとともに、産地市場においては取扱金額が減少する等、漁協を始めとした地域経済にまで悪影響が広がっている。

国ではクロマグロを再放流する技術開発に努めているとのことであるが、実用化まではまだ時間がかかると考えられ、それまでは漁獲枠を管理することが大変困難で、漁業者は強い不安を感じながら操業している。

加えて、厳しい漁獲管理により、操業停止を余儀なくされた場合の支援について、当連合会からの要望でも漁業収入安定対策事業の措置では不十分と指摘してきたところ、国においては休漁の際の支援事業を措置されたところであるが、そもそもの漁業収入安定対策事業について、漁獲可能量管理は改正漁業法に基づき実施されているにもかかわらず、同事業においては法的な裏付けがない状態となっている。

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）北小委員会等に向けた太平洋クロマグロの資源状況等に関する説明会（2023年6月6日）の資料の6ページに、年齢別の漁獲係数の図が示されている。この図を見ると、2018年-2020年の漁獲係数は2002-2004年に比べ、0歳魚で約3分1、1歳魚で約5分の1、2歳魚で約7分の1、3歳魚で約4分の1と、大きく削減される結果となっていることが判る。

若齢魚に対するこのような極めて低い漁獲係数は、ほとんど「漁獲するな」と言っていることに等しく、日本の沿岸漁業、特に、定置網漁業が大混乱に陥ったことは、記憶に新しいところである。確かに、若齢魚の漁獲規制によって産卵親魚量は増大したかもしれないが、そのための過酷な負担を背負わさ

れることになったのは沿岸の零細漁業者であり、負担の公平性という観点からみると、極めて偏った資源管理が実施されたと言わざるを得ない(クロマグロの資源管理は成功したと言えるか (note 櫻本和美))。このような若齢魚に対する極端な漁獲圧の削減を行わなくても、もう少し穏やかな漁獲規制、たとえば、2002-2004年の漁獲係数の2分の1程度に漁獲量を規制したとしても、親魚量は十分に回復していたことがシミュレーションにより示されている(櫻本、2016, 季報 548. 水産資源保護協会)。

上記とも関連するが、2015年から2017年は試行的に漁獲規制を実施し、2018年からは、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(TAC法)」に基づき、罰則を伴う漁獲規制を実施した。しかし、その漁獲規制は、「2002年から2004年の平均漁獲量を計算し、小型魚のTACとしては小型魚の平均漁獲量の50%を削減したものを、大型魚のTACとしては大型魚の平均漁獲量をそのまま使用する」というものであった。すなわち、もともと小型魚を漁獲対象とする漁業者への負担が大きい漁獲規制であったと言える。また、「なぜ、2002年から2004年までをTACを設定するための基準年としたのか」、「小型魚の削減率として50%という数字は何を根拠に設定したのか」等、その科学的根拠は明確ではなく、大中型まき網漁業の大型魚のTACが有利になるように漁獲規制が設定されたのではないかとの疑念も生じている。TACを設定するための基準年について、また、大臣許可漁業と知事管理漁業へのTACの配分方法等については、このような疑念に答えるためにも、改めて検証し、抜本的な見直しを行う必要があると思われる。

れることになったのは沿岸の零細漁業者であり、負担の公平性という観点からみると、極めて偏った資源管理が実施されたと言わざるを得ない。このような若齢魚に対する極端な漁獲圧の削減を行わなくても、もう少し穏やかな漁獲規制、たとえば、2002-2004年の漁獲係数の2分の1程度に漁獲量を規制したとしても、親魚量は十分に回復していたことがシミュレーションにより示されている(櫻本、2016, 季報 548. 水産資源保護協会)。

<p>令和7年度のTACは大型魚が現行の1.5倍、小型魚が現行の1.1倍に増枠することが予定されている。その増枠分の配分方法に関しては、上記のTACの設定方法の抜本的な見直しを考慮した上で、大臣許可漁業と知事管理漁業へのTACの配分方法についても抜本的な見直しを行う必要がある。すなわち、負担の公平性という観点から、沿岸漁業者への配分を増大することによって、これまでのアンバランスを是正していくべきであると考える。</p>	
<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 再放流等のための経営コスト増大については「クロマグロ混獲回避活動事業」等が設置されているが、まだ十分な成果が得られておらず、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを、今後とも行うこと。<u>また、今後も厳しい資源管理が継続されることが予想されるため、同事業の継続に努めること。</u> 資源管理による規制措置により操業停止を余儀なくされる漁業者に対し、国では漁業収入安定対策事業等により、漁業共済制度を上乗せ・補完する補償制度が毎年度予算措置により追加実施されているが、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、これらの支援措置をきちんと網羅し、法的な裏付けのある体系的に整理した制度として継続実施すること 若齢魚に対する漁獲規制が実施されたことにより、沿岸漁業、特に定置網漁業は大混乱に陥った。沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう努める 	<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 再放流等のための経営コスト増大については「クロマグロ混獲回避活動事業」等が設置されているが、まだ十分な成果が得られておらず、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを、今後とも行うこと。また、WCPFCの次回の資源評価は令和6年3月に予定されていることから、令和6年度のTACの増枠は不可能であり、今後も厳しい資源管理が継続されることが予想されるため、同事業の継続に努めること。 資源管理による規制措置により操業停止を余儀なくされる漁業者に対し、国では漁業収入安定対策事業等により、漁業共済制度を上乗せ・補完する補償制度が毎年度予算措置により追加実施されているが、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、これらの支援措置をきちんと網羅し、法的な裏付けのある体系的に整理した制度として継続実施すること 若齢魚に対する漁獲規制が実施された

<p>こと。</p> <p>4 <u>2002年から2004年をTAC設定の基準年としたこと、および、上記期間の小型魚の平均漁獲量の削減率を50%としてTACを設定したこと、等の科学的根拠を明らかにすること。また、TACの設定方法、および大臣許可漁業と知事管理漁業へのTACの配分方法に関して、抜本的な見直しを行うこと。</u></p> <p>5 <u>令和7年度にTACの増枠が予定されている。増枠されたTACの配分については、負担の公平性という観点から、これまでの負担のアンバランスが是正されるよう、大型魚、小型魚双方に対して、沿岸漁業者への配分を増大し、沿岸漁業者が納得できるような配分とすること。また、上記のTACの配分方法を協議するための検討会を設け、その検討会に各県の沿岸漁業の代表者が参加できるようにすること。</u></p>	<p>ことにより、沿岸漁業、特に定置網漁業は大混乱に陥った。規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。</p>
--	---

(6) 静岡海区（新規）

令和7年度要望	
<p>要望</p>	
<p>沿岸漁業に配慮したクロマグロ漁獲枠の増枠と承認制の見直しについて</p>	
<p>要望に至った経緯</p>	
<p>クロマグロの資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えているが、漁獲枠が少量であるためクロマグロが来遊してきても採捕停止により漁に出られない漁業者が多くいるだけでなく、カツオ漁でのクロマグロの混獲もあり、本来の操業に支障を来している。また、新たに漁業をはじめた漁業者は、太平洋広域漁業調整委員会の承認を得ることができないため漁獲の機会もない状況である。</p>	
<p>要望内容</p>	
<p>沿岸漁業に配慮したクロマグロ漁獲枠の増枠を要望する。また、今後の増枠の状況を踏まえて、新規での承認を認めて頂きたい。</p>	

(7) 三重海区（継続：経緯変更）

令和7年度要望	参考（令和6年度要望）
<p>要望</p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>	<p>要望</p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>クロマグロの資源量の増加に伴い、本県においても、特に小型魚が主に定置、一本釣り、中型まき網漁業で漁獲されている。また、大型魚の漁獲も増加傾向にある。</p> <p>本県沿岸への春の来遊量が海況により変わることから、来遊予測を立てることが難しく、場合によっては早期是正の漁獲制限を実施することになる。</p> <p>令和3（2021）年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等で、大型魚の漁獲枠が15%増枠され、小型魚に振り替えられた。令和5（2023）年12月の国際会議で我が国は小型魚を大型魚に振り替えられる枠の上限を30%に引き上げる勧告が行われた。令和6（2024）年12月に小型魚の漁獲枠が10%、大型魚の漁獲枠が50%増枠される予定とのことである。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>クロマグロの資源量の増加に伴い、本県においても、特に小型魚が主に定置、一本釣り、中型まき網漁業で漁獲されている。また、大型魚の漁獲も増加傾向にある。</p> <p>本県沿岸への春の来遊量が海況により変わることから、来遊予測を立てることが難しく、場合によっては早期是正の漁獲制限を実施することになる。</p> <p>令和3（2021）年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等で、大型魚の漁獲枠が15%増枠され、小型魚に振り替えられた。令和5（2023）年12月の国際会議で我が国は小型魚を大型魚に振り替えられる枠の上限を30%に引き上げる勧告を行う予定とのことであり、2024年には資源評価が行われるため、それに合わせてさらなる増枠が望まれる。</p>
<p>要望内容</p> <p>中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等国際会議で議論をリードして、増枠に向けて、引き続き、強く働きかけてもらいたい。</p> <p>国の留保枠については、これまでと同様に、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。</p>	<p>要望内容</p> <p>中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等国際会議で議論をリードして、増枠に向けて、引き続き、強く働きかけてもらいたい。</p> <p>国の留保枠については、これまでと同様に、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。</p>

IV 沿岸資源の適正な利用について

(1) 北海道連合海区（継続：経緯・内容変更）

令和7年度要望	参考（令和6年度要望）
<p>要望</p> <p>北太平洋公海におけるサンマ等の資源管理措置について</p>	<p>要望</p> <p>北太平洋公海におけるサンマ等の資源管理措置について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>令和6年4月に開催された北太平洋漁業委員会(NPFC)の第8回年次会合において、サンマのNPFC条約水域(公海)における令和6年の漁獲枠(TAC)を15万トンから13.5万トンに削減することや、日ロ両国はEEZ内の漁獲量を9万トン以内に抑制することで本措置に協力することなどが合意された。</p> <p>我が国は歴史的低水準となっているサンマ資源の回復に向け、管理措置の一層の強化を提案しており、今後もより実効性の高い管理措置の実現に向けて、関係各国との協議を進めて行く必要がある。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>令和5年3月に開催された北太平洋漁業委員会(NPFC)において、公表されたサンマの資源評価結果(評価期間:1980~2021年)に基づき、我が国は、NPFC条約水域(公海)における総漁獲量の縮減等を提案し、現行措置の約25%削減で合意に至った。</p> <p>一方、かねてより我が国が提案してきた、条約水域(公海)における国別漁獲枠の設定については、合意が得られていない。</p> <p>我が国のサンマ漁獲量が減少する中で、日本周辺海域における資源の維持を図り、漁獲規制の実効性を担保するには、公海における国際的な資源量評価に基づく適正な漁獲割当量の設定と、国別配分による資源管理措置の早期の導入が必要である。</p>
<p>要望内容</p> <p>北太平洋公海における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマ等公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、TACの更なる縮減など、より実効性の高い資源管理措置が実現するよう協議を進めること。</p>	<p>要望内容</p> <p>北太平洋公海におけるサンマ等の資源について、海洋環境の変化を考慮した精度の高い資源評価を実現し、評価結果に基づいて適正な漁獲割当を国別に設定するなど、実効性のある国際的な資源管理措置が早期に実現できるよう、我が国の強い指導により、強力に推進すること。</p>

(2) 北海道連合海区 (継続：経緯・内容変更))

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
<p>要望</p> <p>沿岸資源の適正な利用について</p>	<p>要望</p> <p>沿岸資源の適正な利用について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>国は、令和2年12月に施行した改正漁業法により、TACによる資源管理を基本とし、漁獲量に占めるTAC魚種の割合を8割とする目標を掲げ、TAC魚種の拡大を進めている。</p> <p>しかしながら、これまで提示された資源評価結果やTAC設定の基礎となる将来予測について、<u>必ずしも現場の実態に即した内容となっておらず、特に、沿岸漁業は様々な魚種を多種多様な漁法で漁獲していることから、選択漁獲が困難であるなど数量管理に向けて多くの課題があり、本道の漁業関係者からは操業への影響を懸念する声が寄せられている状況にある。</u></p> <p>このため、<u>目標ありきでTAC管理を拙速に導入するのではなく、魚種毎の資源管理目標の設定や資源評価、将来予測の結果について十分な検討と改善を図り、漁業関係者に対する十分な説明と議論を尽くす必要がある。</u></p> <p>また、<u>本道のホッケでは沿岸・沖合が協調して漁獲抑制などに取り組んだ結果、資源が回復基調にあるなど、自主的な資源管理が奏功しており、管理手法の検討にあたっては、地域の実情に則した資源管理の取組を十分に尊重するなどし、漁業関係者の理解を得ていくことが重要である。</u></p> <p>さらに、<u>資源管理目標の設定や漁獲シナリオの検討にあたっては、漁業者が安定して漁</u></p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>令和2年12月1日より施行となった改正漁業法において、国は、資源管理はTACによる管理を行うことを基本としたところだが、これまで提示された新たなルールに基づく資源評価結果やTAC設定の基礎となる将来予測について、現場の実態に即した内容となっておらず、また、沿岸漁業は様々な魚種を多種多様な漁法で漁獲していることから、選択漁獲が困難であるなど数量管理と相性が悪く、実施に向けて多くの課題があることなどから、現状、本道の関係漁業者等の理解は得られていない。</p> <p>また、国は、「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」において、ホッケ、ブリ等を令和5年までにTAC管理にする考えを示しているが、ホッケについては、沿岸・沖合が協調して、漁業者による自主的な資源管理をこれまで継続してきたことより、着実に資源が回復に向かっている状況にある。</p> <p>このため、国は、新たな資源管理を進めるにあたっては、期限ありきでTAC管理を拙速に導入するのではなく、魚種毎の資源管理目標の設定や資源評価、将来予測の結果について十分な検討と改善を図り、漁業関係者に対する十分な説明と議論を尽くすとともに、資源管理の手法の検討にあたっては、地域の実情に則した資源管理の取組を十分に尊重するなどし、あわせて本道関係漁業者等の理</p>

業を営むことが出来るよう、生物学的な側面だけでなく、漁業の経営状況や対象魚種の漁業による利用実態及び消費・流通上の特性を踏まえ、産業としての持続性を考慮・反映させたTAC管理を実現していくことが、漁業の成長産業化に向けて必要である。

解を得ていくことが重要である。

また、資源管理目標の設定や漁獲シナリオの検討にあたっては、漁業者が安定して漁業を営むことが出来るよう、生物学的な側面だけでなく、漁業の経営状況や対象魚種の漁業による利用実態及び消費・流通上の特性を踏まえ、産業としての持続性を考慮・反映させたTAC管理を実現していくことが、漁業の成長産業化に向けて必要である。

要望内容

- 1 新たな資源管理の取り進めについて、行政、研究機関の指導のもと、関係する漁業者が連携して実施し、着実に効果をあげている自主的な資源管理の取組や、意向を十分尊重するとともに、魚種や地域により多種多様な漁業が展開されている本道の実情を踏まえた管理手法が導入されるよう議論を尽くすこと。
- 2 スケトウダラをはじめとするTAC魚種の資源評価や将来予測において、資源調査方法の見直しなど改善と充実を図り、その精度を高めること。
- 3 新たなTAC対象魚種の設定にあたっては、生態研究など最善の科学技術を用いて資源評価や将来予測の精度を十分に高めた上で、漁業関係者の理解と協力が得られるまで説明と協議を尽くすこととし、拙速な取り進めは決して行わないこと。またTAC管理を実際に開始する際には、ステップアップ管理期間中に課題解決を図ることはもとより、生物学的な側面のみで資源管理目標や将来予測を一方向的に決定することなく、対象魚種の漁業による利用実態及び消費・流通上の特性を踏まえ、漁家の

要望内容

- 1 新たな資源管理の取り進めについて、行政、研究機関の指導のもと、関係漁業者が連携して実施し、着実に効果をあげている自主的な資源管理の取組や、意向を十分尊重し、沿岸漁業の混獲が多い、本道漁業の実情を踏まえた資源管理が行われるよう議論を尽くすこと。
- 2 スケトウダラをはじめとするTAC魚種の資源評価や将来予測において、資源調査方法の見直しなど改善と充実を図り、その精度を高めること。
- 3 新たなTAC対象魚種の設定にあたっては、生態研究など最善の科学を用いて資源評価や将来予測の精度を十分に高めた上で、解らないことは正直に包み隠さず、関係漁業者等の理解と協力が得られるまで説明と協議を尽くすこととし、期限ありきの拙速な取り進めは決して行わないこと。またTAC管理を実際に開始する際には、断片的に生物学的な側面のみで資源管理目標や将来予測を一方向的に決定することなく、対象魚種の漁業による利用実態及び消費・流通上の特性を踏まえ、漁家の経営が成立するための、産業としての持続性を

経営が成立するための、産業としての持続性を考慮・反映したものとすること。	考慮・反映したものとすること。
--------------------------------------	-----------------

(3) 青森県東部海区（継続：経緯・内容変更）

令和7年度要望	参考（令和6年度要望）
<p>要望</p> <p>沿岸漁業と沖合漁業の調整について</p>	<p>要望</p> <p>沿岸漁業と沖合漁業の調整について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>全国有数の好漁場である青森県太平洋沿岸・沖合海域では、多種多様な沿岸漁業や大中まき網、沖合底びき網、大型いか釣りの大臣許可による沖合漁業が営まれております。</p> <p>当該海域では、TAC 制度の下、大臣許可漁業によりスルメイカが漁獲されておりますが、<u>スルメイカの資源減少も相まって同じ資源を利用する小型いかつり漁業等の沿岸漁業にも影響を与えうるものと考えられます。</u></p> <p>また、共同漁業権漁場などの地先海域では種苗放流や小型魚再放流などの資源保護による資源増大の取組が行われていますが、大臣許可漁業については、操業区域の公的規制ラインや各種協定などにより制限されているものの、我が国の水産資源の減少にも係わらず、その取組は些か硬直的と言わざるを得ません。</p> <p>さらに、沿岸漁業者は、<u>同じ海域で操業する大臣許可漁業漁船との安全面での折衝や、沖合漁業及び沿岸漁業でも利用される水産資源の減少に不安を抱いており、これらの問題を解決するため、TAC 管理等の資源管理の強化に加えて、漁業者が安定的な生産活動</u></p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>全国有数の好漁場である青森県太平洋沿岸・沖合海域では、多種多様な沿岸漁業や大中まき網、沖合底びき網、大型いか釣りの大臣許可による沖合漁業が輻輳して営まれています。</p> <p>当該海域では、TAC 制度の下、大臣許可漁業によりスルメイカが集中漁獲され、同一の資源を利用する小型いかつり漁業等の中小零細な沿岸漁業に大きな影響を与えています。</p> <p>また、共同漁業権漁場などの地先海域では種苗放流や小型魚再放流などの資源保護による資源増大の取組が行われていますが、大臣許可漁業については、操業区域の公的規制ラインや各種協定などにより制限されているものの、我が国の水産資源の減少にも係わらず、その取組は些か硬直的と言わざるを得ません。</p> <p>さらに、沿岸漁業者は、近傍で航行、操業する大臣許可漁業漁船の安全面での直接的な脅威や沿岸域を回遊する系群の更なる資源減少を危惧しており、これらの問題を解決するため、TAC 管理等の資源管理の強化に加えて、<u>漁業者が安定的な生産活動を行うた</u></p>

<p>を行うための沿岸、沖合両漁業者の協議による操業調整が必要不可欠であります。</p> <p>つきましては、これらの課題を解決するために、以下について国の特段の措置を要望いたします。</p>	<p>めの沿岸、沖合両漁業者の協議による操業調整が必要不可欠であります。</p> <p>つきましては、これらの課題を解決するために、以下について国の特段の措置を要望いたします。</p>
<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については、漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないよう、TAC 管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を行うこと。 2 国においては、沿岸漁業者が利用する水産資源が減少している状況を踏まえ、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。 3 なお、資源管理の強化にあたっては、沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。 	<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については、漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないよう、TAC 管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。 2 国においては、沿岸漁業者が利用する水産資源が減少している状況を踏まえ、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。 3 なお、資源管理の強化にあたっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。

(4) 宮城海区 (継続：同文)

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
<p>要望</p> <p>沿岸漁業と沖合漁業 (大中型まき網漁業) の調整について</p>	<p>要望</p> <p>沿岸漁業と沖合漁業 (大中型まき網漁業) の調整について</p>

要望に至った経緯

宮城海区においては、沿岸漁業と沖合漁業との間において以前から資源及び漁場の利用を巡る競合問題が発生している。

中でも、大中型まき網漁業については、操業禁止ラインの基点の一部が極めて沿岸に近い海域に設定されており、また漁獲圧が非常に高いことから、地先の資源へ大きな影響を与えることが懸念されている。

一部の海域では、沿岸漁業と大中型まき網漁業との話し合いが行われ、操業ルールの暫定合意がなされているものの、依然として双方の主張には隔たりがある。更に他の海域においては、合意形成にいたっていないところもある。

また、これまでも、まき網船と沿岸漁船との間で漁具被害の発生や漁獲物の海洋投棄による問題が生じていた。さらに、沿岸漁業において、深刻な不漁が続いており、新たな魚種の水揚げや、新たな漁業許可導入等の検討を進める上で、大臣許可漁業との調整をしていく必要があるため。

要望に至った経緯

宮城海区においては、沿岸漁業と沖合漁業との間において以前から資源及び漁場の利用を巡る競合問題が発生している。

中でも、大中型まき網漁業については、操業禁止ラインの基点の一部が極めて沿岸に近い海域に設定されており、また漁獲圧が非常に高いことから、地先の資源へ大きな影響を与えることが懸念されている。

一部の海域では、沿岸漁業と大中型まき網漁業との話し合いが行われ、操業ルールの暫定合意がなされているものの、依然として双方の主張には隔たりがある。更に他の海域においては、合意形成にいたっていないところもある。

また、これまでも、まき網船と沿岸漁船との間で漁具被害の発生や漁獲物の海洋投棄による問題が生じていた。さらに、沿岸漁業において、深刻な不漁が続いており、新たな魚種の水揚げや、新たな漁業許可導入等の検討を進める上で、大臣許可漁業との調整をしていく必要があるため。

要望内容

沿岸漁業者と大臣許可漁業者との調整について、両者の共存共栄のため、必要に応じて当事者同士の話し合いの場の設定に努めるとともに、案件に応じて国が主導して円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

要望内容

沿岸漁業者と大臣許可漁業者との調整について、両者の共存共栄のため、必要に応じて当事者同士の話し合いの場の設定に努めるとともに、案件に応じて国が主導して円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

(5) 茨城海区 (継続: 内容変更)

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
<p>要望</p> <p>海上大規模開発事業の関係者への説明について</p>	<p>要望</p> <p>風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元のみだけではなく漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>近年、地球温暖化の緩和を進めるための脱炭素化の流れの中で、洋上の大規模風力発電の計画が各地で検討されている。海面では多くの関係者が存在し、利益関係が複雑な場合も多い。</p> <p>しかし、海面を利用している漁業者への説明は、必ずしも十分とは言えないケースがあり、開発者、地元自治体、漁業者の間で摩擦や不信感を生んでいる場合がある。</p> <p>特に入会海面では、地元以外の漁業者に対する説明は十分になされていない場合がある。</p> <p>このような事態を回避するためにも、計画の早い段階からの情報の開示と協議の場が必要と考えられる。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>近年、地球温暖化の緩和を進めるための脱炭素化の流れの中で、洋上の大規模風力発電の計画が各地で検討されている。海面では多くの関係者が存在し、利益関係が複雑な場合も多い。</p> <p>しかし、海面を利用している漁業者への説明は、必ずしも十分とは言えないケースがあり、開発者、地元自治体、漁業者の間で摩擦や不信感を生んでいる場合がある。</p> <p>特に入会海面では、地元以外の漁業者に対する説明は十分になされていない場合がある。</p> <p>このような事態を回避するためにも、計画の早い段階からの情報の開示と協議の場が必要と考えられる。</p>
<p>要望内容</p> <p>風力発電等の海上の大規模開発事業について、<u>地元のみだけではなく漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。</u></p>	<p>要望内容</p> <p>風力発電等の海上の大規模開発事業について、採択以前、検討段階からの計画の開示や丁寧な説明の実施。</p>

(6) 茨城海区 (新規)

令和7年度要望	
要望	資源管理の柔軟な対応について
要望に至った経緯	<p>海況によって漁獲が大きく変化する魚種（カタクチイワシ、マダラ等）については、直近の漁獲実績がない場合であっても、急激に来遊量が増加する可能性があり、直近の漁獲実績をもとに漁獲可能量を定めた場合、漁獲枠が不足する恐れがある。その場合に、漁業者が休漁を余儀なくされ、漁業経営に大きな影響を及ぼすことが危惧される。</p> <p>また、新たに導入されたステップアップ管理については、ステップ1・2を3年間、その後ステップ3へ移行すると想定されているが、ステップ3への移行には、十分な議論、課題解決への取組、漁業者への理解が必要不可欠であるため、一律に移行時期を定めるのではなく、柔軟なステップアップ管理が必要である。</p>
要望内容	<p>漁獲可能量管理の運用にあたっては、急激に資源状況が変化した場合などに、漁獲枠の不足により休漁が必要になるなど、漁業経営への損失が生じないように、柔軟な対応が可能な制度を検討すること。</p> <p>さらに、ステップアップ管理については、あらかじめ移行時期を定めるのではなく、課題解決のため十分に議論し、漁業者の理解を得たうえで、ステップアップを実施すること。</p>

(7) 千葉海区 (継続：経緯変更)

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
要望 マサバ太平洋系群の資源の安定確保に向けた必要措置について	要望 マサバ太平洋系群の資源の安定確保に向けた必要措置について

要望に至った経緯

令和5年度資源評価結果によると、マサバ太平洋系群の資源は減少傾向、令和4年度漁期の親魚量は93万トンで、MSYを実現する親魚量154.5万トンを下回っている。また、同漁期の漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧をわずかに下回っているとされた。

このような資源状況に加え、黒潮の大蛇行が過去最長となる中、本県漁業者が主に操業する沿岸域での漁場形成が妨げられ、本県では低調な水揚げ状況が続いている。

また、我が国の排他的経済水域内での漁獲強度が強いロシアの大型トロール漁船による漁獲は令和5年に大きく減少したものの、本県漁業者は、その操業による資源への影響と漁具被害も発生していることから操業の安全を危惧している。

マサバ太平洋系群の資源を安定確保するためには、外国漁船の漁獲量のほか、その組成についても透明化し、資源管理のより一層の強化を図るとともに、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海での漁獲強度が強い大中型まき網漁業の操業に十分な注意を払う必要がある。

要望内容

- 1 親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。また、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成の透明化など、資源に影響が及ばないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。

要望に至った経緯

令和4年度資源評価結果によると、マサバ太平洋系群の資源は高い値で横ばい傾向、令和3年度漁期の親魚量は164.4万トンで、MSYを実現する親魚量154.5万トンをわずかに上回っている。また、同漁期の漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧をわずかに下回っている。

このような資源状況にあるものの、黒潮の大蛇行が過去最長となる中、本県漁業者が主に操業する沿岸域では低調な水揚げ状況が続いている。一方で、我が国の排他的経済水域内で漁獲強度が強いロシア漁船による漁獲が急増しており、漁具被害も発生するなど、本県漁業者は資源への影響、操業の安全を危惧している。

マサバ太平洋系群の資源を安定確保するためには、外国漁船の漁獲量のほか、その組成についても透明化し、資源管理のより一層の強化を図るとともに、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海での漁獲強度が強い大中型まき網漁業の操業に十分な注意を払う必要がある。

要望内容

- 1 親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。また、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ばないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。

<p>2 伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。</p> <p>3 大中型まき網漁業の違反操業を抑止するため、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSでは対応できない違法行為に対し、漁業取締船などによる監視・取締を強化すること。</p>	<p>2 伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。</p> <p>3 大中型まき網漁業の違反操業を抑止するため、禁止区域での水中集魚灯の使用など VMS では対応できない違法行為に対し、漁業取締船などによる監視・取締を強化すること。</p>
---	---

(8) 千葉海区 (継続：経緯・内容変更)

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
<p>要望</p> <p>公海におけるサンマ・マサバの資源管理について</p>	<p>要望</p> <p>公海におけるサンマ・マサバの資源管理について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>北太平洋公海において、<u>外国漁船によるサンマやマサバの大量漁獲が常態化</u>しており、我が国漁業への影響が懸念されている。</p> <p>令和5年に北太平洋漁業委員会 (NPFC) が行った資源評価によると、北太平洋のサンマについては、<u>近年の資源量はMSY水準を下回っている</u>とされた。これに基づき我が国主導の下、NPFCにおいて協議が行われ、<u>令和6年の漁獲枠を25万トンから22.5万トンに削減することで合意されたものの、サンマの資源量が歴史的低水準で推移する中、この漁獲枠であっても資源回復に寄与するかは不確実である。</u></p> <p>また、北太平洋のマサバについては、<u>各国の漁獲量が大きく減少する一方で、公海での外国漁船による漁獲割合は依然として高く</u></p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>近年、北太平洋公海において、外国漁船がサンマやマサバを大量漁獲しており、我が国漁業への悪影響が懸念されている。</p> <p>令和4年に北太平洋漁業委員会 (NPFC) が行った資源評価によると、北太平洋のサンマについては、<u>資源が低水準で減少傾向にあり、近年の資源量がMSY水準を下回っている</u>とのことであった。これに基づき我が国主導の下、NPFCにおいて協議が行われ、令和5年と6年の資源管理措置は、<u>令和4年の漁獲枠を25%削減することで合意されたが、各国のサンマの漁獲量が減少している中、この漁獲枠であっても資源回復に寄与するかは不確実である。</u></p> <p>また、北太平洋のマサバについては、<u>資源量の増加に伴って排他的経済水域外におい</u></p>

<p>推移しており、NPFCにおいて、<u>暫定措置として公海における漁獲制限措置が合意されたものの、この措置は、科学的な資源評価を基に設定されたものではないとされている。</u></p> <p>我が国周辺海域と公海にまたがって回遊する水産資源を適正利用していくためには、<u>資源調査の充実と科学的な評価による漁獲上限の見直しなど早期に実効ある国際的な資源管理措置の強化</u>に取り組む必要がある。</p>	<p>て、外国船による漁獲が増加している一方で、NPFCによる資源評価がなされておらず、十分な資源管理措置が講じられていない状況にある。</p> <p>我が国周辺海域と公海にまたがって回遊する水産資源を適正利用していくためには、早期に実効ある資源管理措置に取り組む必要があり、<u>漁獲数量規制の見直し（漁獲上限の見直し）</u>が必要である。</p>
<p>要望内容</p> <p><u>公海におけるサンマやマサバの資源調査の充実を図るとともに、外国漁船による大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響を科学的に評価し、資源量に基づく漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進すること。</u></p>	<p>要望内容</p> <p>外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響を科学的に評価し、資源量に基づく漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進すること。</p>

(9) 千葉海区（継続：経緯・内容変更）

令和7年度要望	参考（令和6年度要望）
<p>要望</p> <p>カツオ資源の管理強化について</p>	<p>要望</p> <p>カツオ資源の管理強化について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>令和4年に太平洋共同体事務局（SPC）が行った資源評価によると、日本近海に來遊する中西部太平洋のカツオ資源の状態は、<u>過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない</u>とされている。</p> <p>しかしながら、本種の分布縁辺部にあたる</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>令和4年に太平洋共同体事務局（SPC）が行った資源評価によると、日本近海に來遊する中西部太平洋のカツオ資源は、資源水準が高位、資源動向が減少で、資源は適度に利用されているとのことである。</p> <p>しかしながら、本種の分布縁辺部にあたる</p>

<p>日本近海ではカツオ漁獲量は減少し、特に沿岸域のひき縄釣りによる漁獲の減少が顕著となっており、この原因として、赤道海域での大型まき網漁業による大量漁獲の影響が懸念されている。</p> <p>そのため、赤道海域での大型まき網漁業による大量漁獲が資源に及ぼす影響と日本近海への来遊量との関係性を究明し、大型まき網漁業の漁獲努力量の大幅な削減など、我が国が主導して、科学的根拠に基づく実効ある国際的な資源管理措置に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>日本近海ではカツオ漁獲量は減少し、特に沿岸域のひき縄釣りによる漁獲の減少が顕著となっており、この原因として、赤道海域での大型まき網漁業による大量漁獲の影響が懸念されている。</p> <p>そのため、赤道海域での大型まき網漁業による大量漁獲が資源に及ぼす影響と日本近海への来遊量との関係性を究明し、大型まき網漁業の漁獲努力量の大幅な削減など、我が国が主導して、科学的根拠に基づく実効ある国際的な資源管理措置に取り組んでいく必要がある。</p>
<p>要望内容</p> <p>赤道海域におけるカツオ資源調査の充実と日本沿岸への来遊量が増加するよう国際的な管理目標や管理措置の科学的根拠に基づく実効ある内容への見直しを我が国の主導により、強力に推進すること。</p>	<p>要望内容</p> <p>赤道海域におけるカツオ資源調査の充実と、国際的な管理目標や管理措置の科学的根拠に基づく実効ある内容への見直しを我が国の主導により、強力に推進すること。</p>

(10) 東京海区（継続：経緯・内容変更）

令和7年度要望	参考（令和6年度要望）
<p>要望</p> <p>日本沿岸におけるカツオ資源の回復に向けた取組強化について</p>	<p>要望</p> <p>日本沿岸へのカツオ資源の来遊量回復に向けた取組強化について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>東京都の島しょ地域において、春に北上するカツオ資源を対象とするひき縄漁業は大変重要な漁業となっている。しかしながら、<u>2000年以降は不漁傾向が続いており、回復の兆候も見られない状況である。</u></p> <p>日本の沿岸域に来遊するカツオ資源の減少については、赤道海域において大量漁獲が続く大型まき網漁船による影響との指摘も</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>東京都の島しょ地域において、春に北上するカツオを対象とした曳縄漁業は大変重要な漁業となっている。しかしながら、近年、曳縄で漁獲されるカツオは不漁傾向が著しく、また、日本の他の沿岸地域でも同様な状況である。</p> <p>漁獲量の低迷については、太平洋を広範囲に回遊するカツオ資源が、日本沿岸に</p>

ある。

一方で、今年は北海道沖で、新たにカツオの漁場形成が続いていることも報じられ、黒潮の大蛇行や海洋環境の変化による影響とも聞いている。

また、日本沿岸への来遊量の減少や漁場形成等の変化により、大中型まき網漁業やかつお一本釣り漁業等大臣許可の大型船と沿岸のひき縄漁業の小型船との漁場競合等も生じている。

る前に、赤道海域における大型まき網漁船により大量に漁獲され、カツオの来遊量の減少を招いていることが主な原因の一つではないかとの指摘もある。

その一方、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）においては、加盟する多くの島嶼国からは資源状態が良好とする主張が強く、日本側の指摘は通らず、管理措置の強化についても合意に至らないままにきている。

太平洋におけるカツオ資源について、国際的な取組による調査等も進められてはいるが、近年の漁獲低迷を脱するためには、資源状況を的確に把握し、日本沿岸のカツオ資源の来遊量を回復させることが急務である。

要望内容

- 1 日本沿岸におけるカツオの来遊量と赤道海域における漁獲との因果関係について、引き続き究明を行い、国際的な管理機関において、管理措置の強化の働きかけを進めること。
- 2 沿岸の小型船によるひき縄漁業が、安定した操業の確保ができるよう、大臣許可漁業との資源の利用並びに操業調整の取組を進めること。

要望内容

- 1 日本沿岸におけるカツオの来遊量と赤道海域における漁獲との因果関係について、引き続き究明を行い、国際的な管理機関において、管理措置の強化の働きかけを進めること。
- 2 日本沿岸におけるカツオ資源の来遊量の低迷が続く、大臣許可である大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大型船と沿岸の小型船との間で、漁場競合等が生じている。
沿岸漁業の安定した操業確保のため、大臣許可漁業との資源の利用並びに操業調整の対策や取組を進めること。

(11) 東京海区（継続：経緯・内容変更）

令和7年度要望	参考（令和6年度要望）
<p>要望</p> <p>大中型まき網漁船の VMS 航跡情報の運用・活用について</p>	<p>要望</p> <p>大中型まき網漁船の VMS 航跡情報の運用・活用について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>大臣許可漁業における VMS 設置は、平成 24 年には大中型まき網漁業で、29 年指定漁業の許可の一斉更新からは全船に義務付けられ、<u>現在は漁業法第 52 条第 2 項に基づき農林水産大臣が命ずることができるとする規定もされている。</u></p> <p>一方で、<u>現在の大中型まき網漁業に設置された VMS 情報の取扱いについては、現行漁業法改正前に国と業界との間での取り決めを理由として、個別具体的な取締情報のため、航跡情報の確認は国の担当者のみ限定し、漁業法第 128 条の漁業監督公務員（漁業監督吏員）である各都道府県の取締担当者との協力体制も十分ではない。</u></p> <p>漁業法第 6 条では、「国及び都道府県の責務」として、<u>漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずることが規定されている。</u></p> <p>また、<u>漁業法第 129 条では、「漁業監督官と漁業監督吏員の協力」として、国と都道府県との相互に協力を求めることができる規定もされている。</u></p> <p>大臣許可漁業については、TAC や IQ 制度導入とともに、<u>漁船の大型化等の規制緩和も措置され、出漁機会の増加、効率的な操業・漁獲が可能となり、水産業改革の恩恵を大いに受けることになった。</u>一方で、同じ資源あるいは漁場を利用する沿岸の小型船に</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>大臣許可漁業における VMS 設置は、平成 24 年には大中型まき網漁業で、29 年許可の一斉更新からは指定漁業の全許可船に義務付けられてきた。</p> <p>令和 2 年 12 月 1 日改正漁業法が施行され、<u>第 52 条第 2 項において、VMS の設置命令が新たに規定される一方で、指定漁業の一斉更新の制度は廃止となった。</u>また、同法第 6 条で、<u>漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずることが、「国及び都道府県の責務」として規定された。</u>しかしながら、<u>漁業法改正前の VMS 設置の導入の経緯を理由として、いまだに航跡情報の確認は国の担当者のみに限られ、都道府県の取締担当者も確認する協力体制ができていない。</u></p> <p>現在の大臣許可漁業は、<u>改正後の漁業法によって、TAC や IQ 制度導入とともに、漁船の大型化等の規制緩和も措置され、出漁機会の増加、市場価値のある時に、効率的に漁獲することが可能となり、改革の恩恵を受けることになった。</u>一方で、<u>同じ資源を利用している沿岸の小型船にとっては、優良な漁場から資源を先取りされるため、逆に、操業や経営の圧迫につながっている。</u></p> <p>国は、「水産資源の持続的利用」と「産業としての持続的成長」の実現を提唱し、<u>水産資源の減少と魚価の低下を招く漁場競合防</u></p>

<p>としては、優良な漁場からの資源の先取りとなり、逆に、操業や経営の圧迫につながっている。</p> <p>そのため、漁業法の柱である「資源管理施策の推進」のため、大臣許可漁業と沿岸漁業との円滑な操業調整について、国及び都道府県の担当者双方が協力した体制で、取り組めるよう要望する。</p>	<p>止のため、操業情報の開示による資源管理の促進と漁家経営の安定を両立する試みも進めている。</p> <p>そのため、現在改正後の漁業法の柱となった「資源管理施策の推進」のため、大臣許可漁業と沿岸漁業との円滑な操業調整について、国及び都道府県の担当者双方が協力した体制で、取り組めるよう要望する。</p> <p>については、「資源管理の積極的な取組み」や「経営の維持安定化の取組み」による沿岸資源の適正な利用のため、VMS 情報の多様な運用や活用を図るよう、次の事項を要望する。</p>
<p>要望内容</p> <p>1 <u>沿岸資源の適正な利用、資源管理推進のための新たなロードマップ(令和6年3月15日公表)の取組み、資源評価の向上</u>等のため、VMS 情報による操業実態の活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。</p> <p>2 「<u>沿岸資源の適切な利用や管理</u>」、「<u>漁業操業秩序の確立</u>」等を推進するため、国、都道府県及び関係漁業者等での合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。</p>	<p>要望内容</p> <p>1 沿岸資源の適正な利用や新たな数量管理への移行の取組み、資源評価の向上等のため、VMS 情報の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。</p> <p>2 <u>漁業法改正等に伴い「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」</u>等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。</p>

(12) 神奈川海区 (継続：経緯変更)

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
<p>要望</p> <p>マサバ太平洋系群に関する新たな資源管理について</p>	<p>要望</p> <p>マサバ太平洋系群に関する新たな資源管理について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>水産庁の資料、マサバ太平洋系群 (2022 年 12 月 23 日公開) で示されたマサバ関係の資料では、目標管理基準値(案)が 154 万トンとなっており、これはホッケー・スティックモデルを仮定して推定されたもので、1970 年以降一度も実現したことがない非現実的な親魚量となっている。</p> <p>また、上記資料の図 8 に示された神戸プロットを見ると、1990 年から 2010 年までの 21 年間のマサバの親魚量水準は上記目標管理基準値(案)154 万トンの 20%以下と極めて低く、また、漁獲圧も MSY を達成する漁獲圧の 1-8 倍と極めて高いにもかかわらず、2010 年以降、親魚量は大きく増大している。このような現象は、MSY 理論では説明ができず、MSY 理論に科学的合理性がないことを示すものである。</p> <p>また、上記資料の図 6 に示された再生産関係を見ると、親魚量が 0 トンから 150 万トンの範囲では、ホッケー・スティックモデルよりも比例モデルの方が妥当であり、比例モデルを用いた場合についても、シミュレーション結果を示し、どちらの結果を採用すべきであるか、検討すべきである。</p> <p>また、上記資料の表 1 に示された親魚量の将来予測値を見ると、2024 年以降の親魚量の平均値は、漁獲管理規則 (β) を 1.0 としても、目標管理基準値(案)を大きく上回って</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>水産庁の資料、マサバ太平洋系群 (2021 年 12 月 24 日公開) で示されたマサバ関係の資料では、目標管理基準値(案)が 154 万トンとなっており、これはホッケー・スティックモデルを仮定して推定されたもので、1970 年以降一度も実現したことがない非現実的な親魚量となっている。</p> <p>また、上記資料の図 6 に示された神戸プロットを見ると、1990 年から 2010 年までの 21 年間のマサバの親魚量水準は上記目標管理基準値(案)154 万トンの 20%以下と極めて低く、また、漁獲圧も MSY を達成する漁獲圧の 1-8 倍と極めて高いにもかかわらず、2010 年以降、親魚量は大きく増大している。このような現象は、MSY 理論では説明ができず、MSY 理論に科学的合理性がないことを示すものである。</p> <p>また、上記資料の図 4 に示された再生産関係を見ると、親魚量が 0 トンから 150 万トンの範囲では、ホッケー・スティックモデルよりも比例モデルの方が妥当であり、比例モデルを用いた場合についても、シミュレーション結果を示し、どちらの結果を採用すべきであるか、検討すべきである。</p> <p>また、上記資料の表 1 に示された親魚量の将来予測値を見ると、2023 年以降の親魚量の平均値は、漁獲管理規則 (β) を 1.0 としても、目標管理基準値(案)を大きく上回って</p>

おり、 β を0.9とする合理性はない。

この基準値(案)を達成するためには、漁業者に、大きな負担を強いることとなり、これまでの漁獲量と親魚量の推移から見て、合理的で現実的な漁獲管理とは言えず、漁業者の納得を得られるものではない。

おり、 β を0.9とする合理性はない。

この基準値(案)を達成するためには、漁業者に、大きな負担を強いることとなり、これまでの漁獲量と親魚量の推移から見て、合理的で現実的な漁獲管理とは言えず、漁業者の納得を得られるものではない。

要望内容

- 1 MSY 理論やホッケー・スティックモデルによる目標管理基準値は現実的ではないため、レジームシフトなどの海洋環境の変化・変動も加えることにより、漁業者も納得できる、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。
- 2 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行うこと。
- 3 マサバ太平洋系群の資源を回復するためには、外国漁船による公海上での乱獲を防ぐことも不可欠であることから、国際的な連携体制のもと、実効性のある資源管理の取組みを進めること。

要望内容

- 1 MSY 理論やホッケー・スティックモデルによる目標管理基準値は現実的ではないため、レジームシフトなどの海洋環境の変化・変動も加えることにより、漁業者も納得できる、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。
- 2 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行うこと。
- 3 マサバ太平洋系群の資源を回復するためには、外国漁船による公海上での乱獲を防ぐことも不可欠であることから、国際的な連携体制のもと、実効性のある資源管理の取組みを進めること。

(13) 三重海区 (継続)

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
<p>要望</p> <p>沿岸サンマ資源について</p>	<p>要望</p> <p>沿岸サンマ資源について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>三重県沿岸のサンマは、県南部の熊野灘海域で漁獲されるが、漁期ごとの変動はあるものの、平成20(2008)年にはおよそ3千トンあった漁獲量が平成25(2013)年漁期以降は、1千トンを下回り、令和元(2019)年以降は1トン未満と極めて少なく漁業として成立していない状態が続いている。県南部への来遊量の激減は、漁業だけでなく、サンマは県南部地域の郷土料理(サンマ寿司、サンマの丸干し)にも使用されるので、周辺産業への影響も大きい。</p> <p>令和5年3月の北太平洋漁業委員会(NPFC)第7回年次会合で、2023年及び2024年漁期における分布海域全体での総漁獲可能量を25万トン以内、公海への漁獲割当て量(TAC)を15万トンに削減して管理することが合意された。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>三重県沿岸のサンマは、県南部の熊野灘海域で漁獲されるが、漁期ごとの変動はあるものの、平成20(2008)年にはおよそ3千トンあった漁獲量が平成25(2013)年漁期以降は、1千トンを下回り、令和2(2020)年以降は1トン未満と極めて少なく漁業として成立していない状態が続いている。県南部への来遊量の激減は、漁業だけでなく、サンマは県南部地域の郷土料理(サンマ寿司、サンマの丸干し)にも使用されるので、周辺産業への影響も大きい。</p> <p>令和5年3月の北太平洋漁業委員会(NPFC)第7回年次会合で、2023年及び2024年漁期における分布海域全体での総漁獲可能量を25万トン以内、公海への漁獲割当て量(TAC)を15万トンに削減して管理することが合意された。</p>
<p>要望内容</p> <p>北太平洋公海でのサンマ資源について、北太平洋漁業委員会(NPFC)等国際会議において、科学的根拠に基づく漁獲割当て量の国別配分の適正な割当てや数量監視の強化について、引き続き、議論をリードしていただき、沿岸サンマ資源の来遊量を増やすこと。</p>	<p>要望内容</p> <p>北太平洋公海でのサンマ資源について、北太平洋漁業委員会(NPFC)等国際会議において、科学的根拠に基づく漁獲割当て量の国別配分の適正な割当てや数量監視の強化について、引き続き、議論をリードしていただき、沿岸サンマ資源の来遊量を増やすこと。</p>

V 漁業法改正後の制度運用について

(1) 静岡海区（継続：同文）

令和7年度要望	参考（令和6年度要望）
<p>要望</p> <p>漁業法改正後の制度運用について （新たな資源管理措置等について）</p>	<p>要望</p> <p>漁業法改正後の制度運用について （新たな資源管理措置等について）</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>自主的資源管理については、自分達の地区はもとより、同種を利用する漁業種類においても、従前からその重要性を理解し、取組を進めてきたところである。</p> <p>一方、漁業法改正後に示された新たな資源管理の推進に関するロードマップに基づく手続が進められており、既に TAC 移行が決まった魚種もある。</p> <p>今後、新たな TAC 魚種の選定や枠の配分が行われれば、若手漁業者が操業経験を積める機会が減少し、操業技術の継承が十分に行われないことが懸念される。また、水揚減による地域産業の衰退も懸念される。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>自主的資源管理については、自分達の地区はもとより、同種を利用する漁業種類においても、従前からその重要性を理解し、取組を進めてきたところである。</p> <p>一方、漁業法改正後に示された新たな資源管理の推進に関するロードマップに基づく手続が進められており、既に TAC 移行が決まった魚種もある。</p> <p>今後、新たな TAC 魚種の選定や枠の配分が行われれば、若手漁業者が操業経験を積める機会が減少し、操業技術の継承が十分に行われないことが懸念される。また、水揚減による地域産業の衰退も懸念される。</p>
<p>要望内容</p> <p>漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。</p>	<p>要望内容</p> <p>漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。</p>

(2) 静岡海区 (継続)

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
<p>要望</p> <p>漁業法改正後の制度運用について (T A C魚種の正確な漁獲量を把握する 仕組みの整備)</p>	<p>要望</p> <p>漁業法改正後の制度運用について (T A C魚種の正確な漁獲量を把握する 仕組みの整備)</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>T A C魚種の漁獲に関する監視体制については、太平洋クロマグロで漁獲監視の高度化を図る新たな監視手段等の整備を進めていると聞いているが、監視体制に不備があった場合は、正確な漁獲量や流通ルートの把握が難しく、漁獲枠が遵守されない可能性がある。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>T A C魚種の漁獲に関する監視体制については、太平洋クロマグロで漁獲監視の高度化を図る新たな監視手段等の検証が始まるところと聞いているが (※注：R5 実証事業を実施。R6 国予算要求中)、現時点では検証段階であり、監視体制に不備があった場合は、正確な漁獲量や流通ルートの把握が難しく、漁獲枠が遵守されない可能性がある。</p>
<p>要望内容</p> <p>太平洋クロマグロを含むT A C魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合、流通ルートが必ず把握でき、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。</p>	<p>要望内容</p> <p>太平洋クロマグロを含むT A C魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合、流通ルートが必ず把握でき、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。</p>

VI 外国漁船問題等について

(1) 北海道連合海区（継続：経緯・内容変更）

令和7年度要望	参考（令和6年度要望）
<p>要望</p> <p>対ロシア漁業における操業機会の確保について</p>	<p>要望</p> <p>対ロシア漁業における操業機会の確保について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>北海道では、<u>日ソ地先沖合漁業協定をはじめ、ロシア連邦との4協定に基づく漁業が行われているが、その内の1つである「北方四島周辺水域操業枠組協定」に基づく操業は、昨年1月以降、ロシアが政府間協議に応じないことにより出漁できない状況が続いている。</u></p> <p>対ロシア漁業は、<u>漁業生産はもとより、水産加工などの関連産業の裾野も広く、本道の地域経済に大きく貢献する重要な漁業であることから、今後とも協定の下での操業機会が確保されることはもとより、漁業者が希望する操業条件の実現や、国による支援の継続が必要である。</u></p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>現在、北海道では、ロシア連邦との漁業協定に基づき、地先沖合漁業を始め4種の漁業が行われており、地域経済において重要な役割を果たしていることから、今後とも協定の下での操業が継続されることはもとより、対ロ交渉において、協力金の引き下げ等の操業条件の緩和や、国による支援の継続が必要となっている。</p>
<p>要望内容</p> <p>今後とも協定の下での操業機会の確保を強力に推進するとともに、<u>漁業者が希望する操業条件の実現に向けた積極的な外交交渉と国による支援を継続的に</u>行うこと。</p>	<p>要望内容</p> <p>地先沖合漁業を始めとする対ロ漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。</p>

(2) 宮城海区 (継続)

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
<p>要望</p> <p>ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策について</p>	<p>要望</p> <p>ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>我が国排他的経済水域内では、本国とロシアの2国間協議による「日ソ地先沖合漁業協定」に基づき、ロシア大型冷凍トロール船の操業が認められており、本県沿岸海面においてはイトヒキダラやイワシ・サバを漁獲対象とした操業が行われている。</p> <p>本県沖合では、秋から春にかけて操業が行われているが、漁具被害を回避するための船間連絡体制が整備されていないため、平成27年度以降、かじき等流し網漁船及び沿岸まぐろはえ縄漁船の漁具が切断されるなどの被害が発生している。そのため、沿岸漁船漁業者の漁場確保及び安全操業体制の確立が望まれている。</p> <p>「日ソ地先沖合漁業交渉」において、操業禁止ラインや船間距離及び入域隻数の見直しが行われた水域もあることから、引き続き、積極的な交渉や国の支援が必要となっている。</p> <p>さらに、韓国・中国等外国漁船操業対策事業で、漁具被害を受けて新たに漁具を購入した場合、購入費の全額ではなく2分の1の補助となっており、半分は被害者が負担することになっている。また、加害船が特定される場合は、当該事業の申請ができないため、被害を受けた側の負担が大きいことが懸念される。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>我が国排他的経済水域内では、本国とロシアの2国間協議による「日ソ地先沖合漁業協定」に基づき、ロシア大型冷凍トロール船の操業が認められており、本県沿岸海面においてはイトヒキダラやイワシ・サバを漁獲対象とした操業が行われている。</p> <p>本県沖合では、秋から春にかけて操業が行われているが、漁具被害を回避するための船間連絡体制が整備されていないため、平成27年度以降、かじき等流し網漁船及び沿岸まぐろはえ縄漁船の漁具が切断されるなどの被害が発生している。そのため、沿岸漁船漁業者の漁場確保及び安全操業体制の確立が望まれている。</p> <p>「日ソ地先沖合漁業交渉」において、操業禁止ラインや船間距離及び入域隻数の見直しが行われた水域もあることから、引き続き、積極的な交渉や国の支援が必要となっている。</p> <p>さらに、韓国・中国等外国漁船操業対策事業で、漁具被害を受けて新たに漁具を購入した場合、購入費の全額ではなく2分の1の補助となっており、半分は被害者が負担することになっている。また、加害船が特定される場合は、当該事業の申請ができないため、被害を受けた側の負担が大きい。</p>

〈参考〉

平成 27 年度以降のロシア大型冷凍トロール船による被害状況

漁業種類	月日	場所	被害漁具
かじき等流し網漁船2隻	H27.10.5	N38° 56' E142° 15'	流し網一式 (1.4km相当)
沿岸まぐろはえ縄1隻	H27.11.10	N38° 48' E142° 11'	延縄漁具一式 (幹縄10km相当)
かじき等流し網漁船1隻	H29.12.4	N38° 37' E142° 28'	流し網一式 (100m相当)
かじき等流し網漁船1隻	H29.12.4	N38° 16' E142° 13'	流し網一式 (1.0km相当)
かじき等流し網漁船3隻	H30.11.21	N38° 41' ~N38° 47' E142° 10'	流し網一式 (270m相当)
かじき等流し網漁船1隻	R1.12.11	N38° 21' E142° 17'	流し網一式 (64m相当)

要望内容

- 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を未然に防止するための連絡体制を維持、継続すること。
- 現実に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補助や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

〈参考〉

平成 27 年度以降のロシア大型冷凍トロール船による被害状況

漁業種類	月日	場所	被害漁具
かじき等流し網漁船2隻	H27.10.5	N38° 56' E142° 15'	流し網一式 (1.4km相当)
沿岸まぐろはえ縄1隻	H27.11.10	N38° 48' E142° 11'	延縄漁具一式 (幹縄10km相当)
かじき等流し網漁船1隻	H29.12.4	N38° 37' E142° 28'	流し網一式 (100m相当)
かじき等流し網漁船1隻	H29.12.4	N38° 16' E142° 13'	流し網一式 (1.0km相当)
かじき等流し網漁船3隻	H30.11.21	N38° 41' ~N38° 47' E142° 10'	流し網一式 (270m相当)
かじき等流し網漁船1隻	R1.12.11	N38° 21' E142° 17'	流し網一式 (64m相当)

要望内容

- 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を未然に防止するための連絡体制を構築すること。
- 現実に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補助や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

(3) 東京海区（継続：経緯・内容変更）

令和7年度要望	参考（令和6年度要望）
<p>要望</p> <p>伊豆諸島・小笠原海域における外国漁船の違法操業の取締り強化等について</p>	<p>要望</p> <p>伊豆諸島・小笠原海域における外国漁船の違法操業の取締り強化等について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>東京海区からは、当初「<u>小笠原海域における台湾漁船</u>」について、その後「<u>伊豆諸島・小笠原海域における外国漁船</u>」についてと、違法操業の取締り強化に関する要望を継続して提出している。</p> <p>特に、平成26年9月、中国のサンゴ密漁船が小笠原海域から伊豆諸島海域の広範囲に、多いときには1日200隻以上押し寄せ、違法操業が堂々に行われるという事態が発生したことは、今でも記憶に新しい。</p> <p>その後、水産庁や海上保安庁による監視及び取締りの体制強化や罰則強化、中国当局に対する外務省による政府間交渉等によって、現在では密漁船は確認されなくなっている。</p> <p><u>現在</u>、小笠原には、海上保安庁による大型巡視船が新たに配備され、監視及び取締りの強化も図られているところである。</p> <p>その一方で、密漁船の操業は貴重なサンゴ資源を毀損し、更に海底には大量に放置された漁具によって、サンゴ以外の水産資源に対しても、生育環境の悪化や漁場の荒廃を招き、いまだに操業にも多大な支障を及ぼしている。</p> <p>同海域における外国漁船による違法操業は、地元漁船のみならず<u>多くの他県漁船</u>にも多大な影響を与える。また、日本周辺の公海における大型外国漁船の操業、<u>海洋調査として中国船籍船舶の度重なる航行も、わが国の</u></p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>従来から、東京海区では、小笠原海域における台湾漁船による違法操業について、取締り強化の要望提案を毎年提出してきた。</p> <p>更に、平成26年9月には、中国のサンゴ密漁船が小笠原海域から伊豆諸島海域の広範囲に、多いときには1日200隻以上押し寄せ、違法操業が堂々に行われるという事態が発生した。その後、水産庁や海上保安庁による監視及び取締りの体制強化や罰則強化が行われるとともに、中国当局に対する政府間交渉等によって、現在では密漁船は確認されなくなっている。</p> <p>また、令和3年3月には、海上保安庁による大型巡視船が、小笠原に新たに配備され、監視及び取締りの強化が図られたところである。</p> <p>その一方で、密漁船の操業によって、地元漁業者が大切にしてきた貴重なサンゴ資源が毀損され、更に海底には大量に放置された漁具により、サンゴ以外の水産資源の生育環境の悪化や漁場の荒廃を招き、いまだに操業にも多大なる支障を及ぼしている。</p> <p>外国漁船による違法操業については、地元漁船のみならず同海域における他県漁船の操業にも多大な影響を与えている。また、最近の日本周辺の公海における大型外国漁船の操業は、水産資源を大量に漁獲する新たな脅威であり、不安感も増している。今後とも、</p>

<p>水産資源に対する新たな脅威である。今後とも、外国漁船の違法操業が二度と繰り返されることのないよう、次の事項を強く要望する。</p>	<p>外国漁船の違法操業が二度と繰り返されることのないよう、次の事項を強く要望する。</p>
<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 伊豆諸島・小笠原海域における取締り体制を一層強化し、外国漁船の違法操業に対する徹底した<u>監視・取締り</u>を実施すること。 2 サンゴ網等の放置された漁具の除去を進め、早期に漁場回復が図られるよう対策の充実・強化をすること。 	<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 伊豆諸島・小笠原海域における取締り体制を一層強化し、外国漁船の違法操業に対する徹底した取締りを実施すること。 2 サンゴ網等の放置された漁具の除去を進め、早期に漁場回復が図られるよう対策の充実・強化をすること。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

(1) 北海道連合海区（継続）

令和7年度要望	参考（令和6年度要望）
<p>要望</p> <p>遊漁と漁業の調整等について</p>	<p>要望</p> <p>遊漁と漁業の調整について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>本道は、わが国最大のさけ・ます漁業の生産拠点であり、漁業者負担による人工ふ化放流事業によって、その資源が支えられているが、近年は来遊数が全盛期を大きく下回る状況にあり、資源回復が喫緊の課題となっている。</p> <p>一方、遊漁者によるさけ・ます釣りは増加の一途を辿っており、相当数のさけ・ますが釣獲されていると考えられるが、具体的な数量の把握には至っていない。</p> <p>さけ定置網漁業等は資源保護の観点から、親魚確保のための網揚げなどの自主規制を行っているが、遊漁者によるさけ・ます釣りは、ほとんど制限されておらず、親魚の河川遡上にも大きな影響を及ぼしているものと危惧される。</p> <p>また、釣り人のマナーも悪化しており、海岸域等で遊漁者が殺到して場所取りや違法駐車、釣果物やゴミの投棄等のトラブルも発生している。</p> <p>今後、さけ・ますやTAC魚種など、同じ資源を利用している遊漁者による資源への影響を検証し、適確に管理していく必要がある。</p> <p>また、近年は規制緩和により免許が不要なミニボート（ゴムボート等）を使用する遊漁</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>本道は、わが国最大のさけ・ます漁業の生産拠点であり、漁業者負担による人工ふ化放流事業によって、その資源が支えられているが、近年は来遊数が全盛期を大きく下回る状況にあり、資源回復が喫緊の課題となっている。</p> <p>一方、遊漁者によるさけ釣りは増加の一途を辿っており、相当数のさけ・ますが釣獲されていると考えられるが、具体的な数量の把握には至っていない。</p> <p>さけ定置網漁業は資源保護の観点から、親魚確保のための網揚げなどの自主規制を行っているが、遊漁者によるさけ釣りは、制限されておらず、親魚の河川遡上にも大きな影響を及ぼしているものと危惧される。</p> <p>また、釣り人のマナーも悪化しており、海岸域等で遊漁者が殺到して場所取りや違法駐車、釣果物やゴミの投棄等のトラブルも発生している。</p> <p>今後、さけ・ます資源を持続的に利用していくためには、遊漁者による資源への影響を検証し、適確に管理していく必要がある。</p> <p>また、近年は規制緩和により免許が不要なミニボート（ゴムボート等）を使用する遊漁者が増加しており、海上における基本的なルールや航行に関する知識の不足や船体の特</p>

者が増加しており、海上における基本的なルールや航行に関する知識の不足や船体の特性（低安定性や他船舶からの低視認性）を理解していない遊漁者が多いことから、漁船の航行や操業への支障、また、漁具被害などの問題が生じているほか、毎年、海難事故も発生している状況にある。

このようなことから、漁業者の間には遊漁者に対する不信感が募っており、今後大きなトラブルになることが懸念される。

性（低安定性や他船舶からの低視認性）を理解していない遊漁者が多いことから、漁船の航行や操業への支障、また、漁具被害などの問題が生じているほか、毎年、海難事故も発生している状況にある。

このようなことから、漁業者の間には遊漁者に対する不信感が募っており、今後大きなトラブルになることが懸念される。

要望内容

- 1 海岸域等の遊漁者のほか、プレジャーボート、遊漁船を利用する遊漁者などに対して、さけ・ますなどを始めとする漁業者の主要な漁獲対象である魚種については、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理する制度を創設すること。
- 2 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者・地元住民とのトラブルを防止するための枠組を構築すること。
- 3 利用者が増加傾向にあるミニボート（ゴムボート等）については、定期的な安全講習の義務化や航行区域の制限をはじめとする安全航行のための制度創設、衝突防止のための反射板等装置の設置を義務化するなど実効性のある対策を実施すること。

要望内容

- 1 海岸域等の遊漁者のほか、プレジャーボート、遊漁船を利用する遊漁者などに対して、さけ・ますなどを始めとする漁業者の主要な漁獲対象である魚種については、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理する制度を創設すること。
- 2 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者・地元住民とのトラブルを防止するための枠組を構築すること。
- 3 利用者が増加傾向にあるミニボート（ゴムボート等）については、定期的な安全講習の義務化や安全航行のための制度創設、衝突防止のための反射板等装置の設置を義務化するなど実効性のある対策を実施すること。

(2) 福島海区 (継続: 内容変更)

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
<p>要望</p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>	<p>要望</p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>本県の漁業者は、厳しい漁業規制や資源管理に基づき操業を行っており、さらに自主的なサイズ規制や数量規制、人工礁等の保護区設定等を行い、資源の持続的利用に取り組んでいる。</p> <p>一方、遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者については、自由に採捕しているのが現状であり、漁業者が取り組んでいる資源管理等について協力要請するにも、ほとんどが組織化されておらず、周知する方法に苦慮している。</p> <p>また、近年は、SNS などの情報が発達したこともあり、県域を越えての遊漁船や遊漁者も多く、地元漁業者からの反発の声が高まっており、トラブルに発展することが危惧されている。</p> <p>本要望については、多くの都道府県が抱えている課題であり、また、解決には時間を要することが想定されることから、継続要望としたい。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>本県の漁業者は、厳しい漁業規制や資源管理に基づき操業を行っており、さらに自主的なサイズ規制や数量規制、人工礁等の保護区設定等を行い、資源の持続的利用に取り組んでいる。</p> <p>一方、遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者については、自由に採捕しているのが現状であり、漁業者が取り組んでいる資源管理等について協力要請するにも、ほとんどが組織化されておらず、周知する方法に苦慮している。</p> <p>また、近年は、SNS などの情報が発達したこともあり、県域を越えての遊漁船や遊漁者も多く、地元漁業者からの反発の声が高まっており、トラブルに発展することが危惧されている。</p> <p>本要望については、多くの都道府県が抱えている課題であり、また、解決には時間を要することが想定されることから、継続要望としたい。</p>
<p>要望内容</p> <p>遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国が中心となり進めていただきたい。また、都道府県を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、遊漁に関する全国的な資源管理のルール導入をお願いしたい(資源状況に応じた持ち帰り可能なサイズ、数量等の制限)。</p>	<p>要望内容</p> <p>遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国が中心となり進め、漁業者が取り組んでいる資源管理等について、協議、周知できる体制を整えていただきたい。</p> <p>遊漁に関する全国的な資源管理のルール導入をお願いしたい(資源状況に応じた持ち帰り可能なサイズ、数量等の制限)。</p>

(3) 茨城海区 (新規)

令和7年度要望	
要望	ミニボート等による危険行為の防止
要望に至った経緯	<p>ミニボートやゴムボートによる遊漁者が増えており、その中には操業中の漁船に近づき、釣りをしている者がいる。一人でオールを漕いで航行している者もあり、漁業者が危険を察知し注意しても、機動性に劣り、回避行動に手間取ることから、操業の支障となるとともに、事故の発生が懸念されている。</p> <p>また、ミニボート等は漁船からの視認性が低いため、至近距離まで気付かないことも多く、入出港時に接触する危険性も高い。</p>
要望内容	<p>ミニボート等を航行する際は、機動性・視認性が低いミニボートの特性を十分理解し、漁船等他の船舶に近づかない、入出港は漁船の入出港時間帯を避けるなどの安全対策を講じるよう、遊漁者団体やボート製造・販売業界等へ指導すること。</p> <p>また、ミニボート利用者に対しては、海上保安庁等指導機関が、利用が多い時期に直接現場で注意喚起を行う等、事故防止のための指導を強化すること。</p>

(4) 神奈川海区 (継続：経緯変更)

令和7年度要望	参考 (令和6年度要望)
要望	要望
ミニボートによる危険行為の防止について	ミニボートによる危険行為の防止について
要望に至った経緯	要望に至った経緯
<p>海上保安庁によると、近年、船舶の海難事故隻数は減少傾向にあるが、ミニボートは令和5年も増加している。</p> <p><u>(令和5年：ミニボートの事故 107 隻、前年度比+1 隻)</u></p>	<p>海上保安庁によると、近年、船舶の海難事故隻数は減少傾向にあるが、ミニボートも令和4年は減少したものの、依然として多く発生している。</p> <p>(令和4年：ミニボートの事故 106 隻、前年度比▲5 隻)</p>

ミニボートは、船舶検査も小型船舶操縦免許も不要で航行区域の制限もなく、船舶の操縦や安全性についての講習の受講機会も少ないということもあり、転覆や機関故障などの事故が多発している。

また、ミニボートはその構造上、漁船から見えにくくレーダーにも映りにくいため、漁船との衝突事故の危険性を抱えるとともに、定置網、養殖用イケース、ブイへの接近・破損など漁業操業にあたっての妨害要因ともなることも懸念される。

国においても、民間団体と連携しつつ、利用者への啓発活動や、必要な知識や装備、技術等を総合安全情報サイト(ウォーターセーフティガイド)を通じて発信しているが、ミニボートの事故は増加の一途をたどっていることから、海面における事故防止及び人命の安全確保、さらに漁業操業妨害行為防止のためには、情報提供・普及啓発だけでは不十分で、規制強化も含めた効果的な対策を講ずる必要がある。

要望内容

1 ミニボートの購買者等に対する船舶の操縦や安全性についての講習受講を、インターネット購買者も含めた販売条件とするとともに、安全情報の提供や事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名・連絡先情報を整備するよう、ボート製造・販売業界を強く指導すること。

また、安全な航行や漁船との衝突事故防止のため、目印となる旗やレーダー反射板の掲示、ポールを立てる装置の設置については、業界への指導や購買者等への普及啓発の強化だけではなく、可能なものについては設置の義務化の検討を行うこと。

ミニボートは、船舶検査も小型船舶操縦免許も不要で航行区域の制限もなく、船舶の操縦や安全性についての講習の受講機会も少ないということもあり、転覆や機関故障などの事故が多発している。

また、ミニボートはその構造上、漁船から見えにくくレーダーにも映りにくいため、漁船との衝突事故の危険性を抱えるとともに、定置網、養殖用イケース、ブイへの接近・破損など漁業操業にあたっての妨害要因ともなることも懸念される。

国においても、民間団体と連携しつつ、利用者への啓発活動や、必要な知識や装備、技術等を総合安全情報サイト(ウォーターセーフティガイド)を通じて発信しているが、ミニボートの事故は増加の一途をたどっていることから、海面における事故防止及び人命の安全確保、さらに漁業操業妨害行為防止のためには、情報提供・普及啓発だけでは不十分で、規制強化も含めた効果的な対策を講ずる必要がある。

要望内容

1 ミニボートの購買者等に対する船舶の操縦や安全性についての講習受講を、インターネット購買者も含めた販売条件とするとともに、安全情報の提供や事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名・連絡先情報を整備するよう、ボート製造・販売業界を強く指導すること。

また、安全な航行や漁船との衝突事故防止のため、目印となる旗やレーダー反射板の掲示、ポールを立てる装置の設置については、業界への指導や購買者等への普及啓発の強化だけではなく、可能なものについては設置の義務化の検討を行うこと。

<p>2 海面における航行区域（距離）の制限、夜間航行の制限、年齢制限、安全装置の義務化など、ミニボートの安全を確保するための制度改正に取り組むこと。特に、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、ミニボートの登録制度や船舶検査制度の導入など、実効性のある対策を講じること。</p> <p>3 海難事故等に伴い漁船が救難活動を行った場合や漁具等を破損された場合などに、漁業者に費用や損害を確実に補てんするため、ミニボートのプレジャーボート責任保険への加入を義務づけること。</p>	<p>2 海面における航行区域（距離）の制限、夜間航行の制限、年齢制限、安全装置の義務化など、ミニボートの安全を確保するための制度改正に取り組むこと。特に、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、ミニボートの登録制度や船舶検査制度の導入など、実効性のある対策を講じること。</p> <p>3 海難事故等に伴い漁船が救難活動を行った場合や漁具等を破損された場合などに、漁業者に費用や損害を確実に補てんするため、ミニボートのプレジャーボート責任保険への加入を義務づけること。</p>
--	--

(5) 静岡海区（継続）

令和7年度要望	参考（令和6年度要望）
<p>要望</p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>	<p>要望</p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>国は水産基本計画で「海業」の振興を謳っており、沿岸地域の活性化や水産業への理解促進することを目指している。同時に、そういった地域に観光客や釣り客が押し寄せた場合、海辺の利用に関するマナーが懸念されるところであり、海業推進とともに情報の広い周知に取り組む必要がある。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>国は水産基本計画で「海業」の振興を謳っており、沿岸地域の活性化や水産業への理解促進することを目指している。同時に、そういった地域に観光客や釣り客が押し寄せた場合、海辺の利用に関するマナーが懸念されるところであり、海業推進とともに情報の広い周知に取り組む必要がある。</p>

<p>要望内容</p> <p>現在、「浜の活力再生・成長促進交付金事業」において密漁防止看板の作成等に関する支援を活用し、遊漁ルールへの周知に努めているところである。周知対象を拡大しようと看板の表示を外国語併記としている地区もあり、一定の効果が得られている。</p> <p>しかし、全ての海岸に看板を設置することは難しいため、より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施していただけるよう要望する。</p>	<p>要望内容</p> <p>現在、「浜の活力再生・成長促進交付金事業」において密漁防止看板の作成等に関する支援を活用し、遊漁ルールへの周知に努めているところである。周知対象を拡大しようと看板の表示を外国語併記としている地区もあり、一定の効果が得られているところである。</p> <p>しかし、全ての海岸に看板を設置することは難しいため、より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施していただけるよう要望する。</p>
--	--

(6) 静岡海区（新規）

令和7年度要望	
<p>要望</p> <p>プレジャーボート（マイボート）に資源管理を行わせる体制の整備及び規制</p>	
<p>要望に至った経緯</p> <p>資源減少により、漁業者が資源管理に取り組んでいる中、遊漁船業者やプレジャーボート（マイボート）による遊漁者は、県を跨いで操業し、自県及び他県の沿岸漁場の資源管理の取組みや協定を無視し、禁漁日に操業するなど、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持において大きな問題となっている。特に、都道府県により行政処分が行える遊漁船業者とは異なり、プレジャーボートについては現場での指導に留まってしまっている。県を跨ぐ広域的な問題であることから、国が主体となって対応する必要があると考えます。</p>	
<p>要望内容</p> <p>国が主体となって、遊漁者、特にプレジャーボート（マイボート）に対して、資源管理を行わせる体制の整備、及び規制をしていただけるよう要望します。</p>	

(7) 静岡海区 (新規)

令和7年度要望

要望

ミニボートによる危険行為の防止 (安全航行のための制度改正)

要望に至った経緯

ミニボートの事故は増加の一途をたどっていることから、海面における事故防止及び人命の安全確保、更に漁業操業妨害行為防止のためには、情報提供・普及啓発だけでは不十分で、規制強化も含めた効果的な対策を講ずる必要がある。

要望内容

- 1 海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域 (距離) の制限、年齢制限、安全装置の義務化等の制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。
- 2 安全対策上の制度創設に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。

議 事

【第2号議案】

次年度開催海区について

第2号議案 次年度開催海区について

三重海区漁業調整委員会（案）

		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
東日本ブロック会議	都道県									
	北海道						○			
	青森							○		
	岩手								○	
	宮城									○
	福島									
	茨城									
	千葉									
	東京	○								
	神奈川		○							
	静岡			○						
	愛知				○					
三重						○				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
総会		東京	宮城	東京	東京	山口	東京	東京	鹿児島	東京
事務局長研修		兵庫	岡山	北海道	熊本	秋田	滋賀	宮城	長崎	山形
職員研修会		島根	三重	鹿児島	広島	鳥取	岩手	青森	高知	富山

令和6年度 霞ヶ浦北浦産シラウオの寄生虫検出結果

水産試験場水産物利用加工部

霞ヶ浦								
搬入月日 (漁獲月日)	検体数	寄生検体数	寄生率 (%)	虫体数			平均魚全長 (cm)	漁獲場所
				最小	最大	平均		
7月3日	50	0	0.0	—	—	—	4.0	湖心
7月30日	50	0	0.0	—	—	—	4.1	大橋付近
11月5日	50	0	0.0	—	—	—	5.9	川尻

北 浦								
搬入月日 (漁獲月日)	検体数	寄生検体数	寄生率 (%)	虫体数			平均魚全長 (cm)	漁獲場所
				最小	最大	平均		
6月26日	50	0	0.0	—	—	—	3.6	白浜
11月5日	50	0	0.0	—	—	—	6.5	白浜